

平成 29 年

第 6 回 東峰村議会定例会会議録

開会：平成 29 年 9 月 13 日

閉会：平成 29 年 9 月 13 日

福岡県東峰村議会

平成29年 第6回東峰村議会定例会

招集年月日 平成29年9月13日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 平成29年9月13日 9時30分
議長 大蔵 久徳
閉会日時及び宣告 平成29年9月13日 16時53分
議長 大蔵 久徳

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	柳瀬 弘光	○	2番	伊藤 均	○
3番	梶原 光春	○	4番	黒川 隆康	○
5番	高橋 弘展	○	6番	梶原 文明	○
7番	高倉 寛視	○	8番	佐々木 紀嘉	○
9番	長澤 貞義	○	10番	大蔵 久徳	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため

会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	澁谷博昭	教育長	室井昭博
副村長	岩橋忠助	総務課長	眞田秀樹
企画政策課長	小林純一	住民税務課長	岩橋一成
農林観光課長	梶原浩二	保健福祉課長	室井英信
建設水道課長	野寄和秀	教育課長	室井慶久

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	日野正		

村長提出議案の題目

議案第24号	東峰村税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第25号	東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第26号	平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第4号）について
議案第27号	平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）について
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて
同意第18号	東峰村監査委員の選任について
報告第2号	平成28年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について

議員提出議案の題目

意見書第1号	「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について
意見書第2号	平成29年7月九州北部豪雨災害における特別の財政支援及び合併特例債の適用期間延長を求める意見書の提出について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。(会議規則118条)

4番 黒川隆康議員

5番 高橋弘展議員

第6回 東峰村議会定例会会議録

平成29年9月13日
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

平成29年 第6回東峰村議会定例会議事日程

平成29年9月13日開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案上程報告
- 日程第 4 村長のあいさつ及び提案理由の説明
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第24号 東峰村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第25号 東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第26号 平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第4号)について
- 日程第 9 議案第27号 平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第3号)について
- 日程第10 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第14 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第15 同意第18号 東峰村監査委員の選任について
- 日程第16 報告第 2号 平成28年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について

て

日程第17 意見書第1号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について

日程第18 意見書第2号 平成29年7月九州北部豪雨災害における特別の財政支援及び合併特例債の適用期間延長を求める意見書の提出について

日程第19 閉会中の各委員会継続調査の申出について

開 会	
議 長	<p>改めまして、おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、平成29年第6回東峰村議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>本会議に先立ち、九州北部豪雨災害でお亡くなりになられました方々に、黙とうを捧げたいと思います。</p>
議会事務局 長	<p>ご起立ください。</p> <p>黙とう。</p> <p>(全員黙とう)</p> <p>お直りください。ご着席ください。</p>
議 長	<p>次に、議長の諸般の報告を行います。</p> <p>報告は、お手元にお配りしております議案書の最後のページの、議長諸般報告をもって代えさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>まず、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番 黒川隆康議員、5番 高橋弘展議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>次に、日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>議会運営委員会委員長に、議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>9番 長澤貞義議員</p>
9 番	<p>今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告を申し上げます。</p> <p>本日、招集に係る平成29年第6回東峰村定例会の運営につきましては、去る9月5日に議会運営委員会を開会しました。</p> <p>まず、議案につきましては、条例の制定等が2件、平成29年度補正予算が2件、承認5件、同意1件、報告1件、意見書2件が予定されています。</p> <p>会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日13日から19日までの7日間と決定いたしました。</p> <p>会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。</p> <p>まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各議案</p>

	<p>に対する担当課長の補足説明の後、通告に従い2名の議員の一般質問、議案の審議、質疑、討論、採決を予定いたしております。</p> <p>以上、簡単であります、議会運営委員会の協議の概要であります。</p> <p>本定例会が円滑に運営されますように特段のご協力を賜りますよう心からお願いいたしまして、報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、議会運営委員長より報告がありました。</p> <p>本定例会の会期は、本日13日から19日までの7日間といたしたいと思っております。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、9月13日から19日までの7日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>次に、日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。</p> <p>事務局長</p> <p>(事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長の議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第4	
議 長	<p>次に、日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。</p> <p>本日ここに、平成29年第6回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用に関わりませずご参集を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>平成29年7月5日に東峰村を襲った記録的な豪雨は、本村の至る所に甚大な被害をもたらし、土石流により家屋の流出、道路寸断、河川氾濫、断水、停電、通信不能等、村民の皆様にはたいへんなご心配とご不自由をおかけいたしました。</p> <p>今回の豪雨災害でお亡くなりになられた方々には心よりご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族の方々にもお悔やみ申し上げます。また、被災されました皆様方にも心よりお見舞いを申し上げます。</p> <p>現在、道路や給水等のインフラにおける仮復旧工事は概ね完了しておりますが、本格的な復興までにはまだまだ時間を要しますので、復興工事等が完了するまで、被災者の皆様をはじめ、村民の皆様にはたいへんご不自由をおかけいたしますが、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。</p> <p>今回の仮復旧にあたりましては、迅速な復旧、捜索活動にあたっていただ</p>

きました自衛隊、警察、消防の各隊員の方々、道路復旧に多大なご支援をいただいた国土交通省、職員派遣等の行政支援をいただいている福岡県をはじめとする各自治体職員の皆様、そして酷暑の中、連日家屋等の清掃、復旧作業にあたっていただいておりますボランティアの方々等復旧活動に関わっていただきましたすべての方々に、村民を代表して、心よりお礼を申し上げます。

また、村内外の多くの方々から義援金やお見舞金など多くのご支援をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

8月18日には応急仮設住宅17戸が完成し、鍵渡し式も行われ、避難所生活が終わり一家団欒で過ごせる居場所もできました。住宅建設に早急に対応していただきました福岡県並びに電化製品、日用品、家具等を寄贈していただきました各団体の皆様方に、心から感謝を申し上げます。

8月23日から25日に東京で開催された福岡県町村会中央研修会に出席し、町村長の皆様に現状の報告、支援のお礼と、さらなる支援をお願いをいたしました。

その後3日間は、60人近くの国会議員並びに大臣、副大臣、関係省庁へ早期復旧について、要望活動を行ってまいりました。

東峰村は未曾有の大災害に見舞われましたが、今こそ私たち村民はお互いに力を合わせ、先人から受け継いできた東峰村の美しい自然や景観、伝統的産業をよみがえらせ、子どもや孫に引き継いでいかなければなりません。

私は村長としてその先頭に立ち、1日も早い復旧と復興の実現に全力で取り組むことを、お約束を申し上げます。

村の復興は、役場だけでは実現できるものではありません。復旧・復興活動への議員の皆様、村民の皆様のご協力とご理解を切にお願いを申し上げます。

本定例会では、条例の一部改正について2件、補正予算について2件、専決処分の承認について5件、監査委員の選任について1件の、合計10件の議案及び報告1件を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。

それでは、本定例会に執行部から提出をしております議案の提案理由の説明をいたします。

議案第24号、東峰村税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成29年7月九州北部豪雨により災害を受けた者に対し、村民税の減免を行う東峰村税条例の一部を改正するものです。

議案第25号、東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、医療職給料表の適用を受ける職員に対し、医師調整手当を支給していましたが、福岡県人事委員会勧告の例により、初任給調整手当及び地域手当を支給するため、東峰村一般職の職員の給与に関する

条例の一部を改正するものです。

議案第26号、平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれに18億592万4千円を追加し、歳入歳出総額を54億842万8千円とするものです。

18億592万4千円のうち17億8,969万5千円が災害関係となっております。

歳出の主なものとしては、一般管理費として、災害対策応急時間外手当、災害派遣手当、長期派遣職員宿舍借上げなどに2,380万円、財産管理費として、庁舎非常用発電設備修理、災害用公用車、災害用パソコン購入に482万5千円、企画振興対策費として、振興提言取りまとめ業務委託に100万円、電算事務費として情報系回線の災害対応や番号制度対応業務に135万円、光地域情報通信費として、ぽーん太の森ケーブル修繕費50万円、総務税務費として、地域情報システム機能追加に64万8千円、保健福祉センター管理費として、施設修繕費60万2千円、老人福祉費として、養護老人ホーム入所委託料148万6千円、高齢者活動促進施設管理費として、ボランティアセンター事業委託料113万7千円、特別養護老人ホーム管理費として、宝珠の郷の災害復旧工事などに1,770万円、災害復旧費として、応急仮設住宅集会所負担金15万8千円、環境衛生費として、災害等廃棄物処理事業などに5億2,692万7千円、観光施設管理費として、観光施設5施設の修繕と岩屋湧水仮設工事に1,631万円、村道改良事業費として、村道奥竹線測量設計費600万円、消防費として、防災行政無線整備工事に2,850万円、災害復旧費として、公共土木施設3億9,331万7千円、農地・農業用施設4億6,473万円、林道施設2億9,878万円、操出金として、簡易水道事業特別会計へ3,100万円を、それぞれ計上しております。

その主な財源としては、国県支出金、基金繰入金、災害復旧事業債を計上しております。

議案第27号、東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）につきましては、簡易水道の災害復旧事業に係る測量設計費と工事費等について、9,202万円を計上するものです。

承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきましては、村道天ヶ谷・宝ヶ谷線において発生した石張剥離による乗用車損傷に係る損害について、被害者に対する早急な賠償を実施するにあたり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものです。

承認第4号、専決処分の承認を求めることにつきましては、平成29年7

月九州北部豪雨による災害救助及び災害復旧のため、予算の増額の必要が生じたが、議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものです。

補正の内容としては、一般会計について、歳入歳出それぞれ3億1,461万6千円を追加し、歳入歳出総額36億250万4千円とするものです。

歳出の主なものとしては、災害事務のための仮設事務所関係費用に591万4千円、大行司駅の解体費に100万円、復興計画等作成業務に500万円、光ケーブル関係の応急復旧に1,582万8千円、災害救助関係、災害者支援、ボランティア事業等に1億984万6千円、全壊建物等の撤去などの経費やし尿中継槽土砂撤去に3,950万円、伝統産業会館ガス窯工事費300万円、里山生活空間保全・地域防災事業に3,500万円、村道応急復旧費に1,000万円、河川の応急復旧費に1,000万円、村営住宅修繕費と解体費に764万1千円、災害復旧費用として、村道及び農地等の応急復旧費などで4,088万7千円、操出金として、簡易水道事業特別会計に対し3,100万円など、すべて九州北部豪雨に関する災害関係予算となっております。

歳入としては、国県支出金、寄附金、基金繰入金を計上しています。

承認第5号、専決処分の承認を求めることにつきましては、平成29年7月九州北部豪雨による災害応急復旧のため、予算の増額の必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものです。

補正の内容としては、簡易水道事業特別会計について、歳入歳出それぞれ3,100万円を追加し、歳入歳出総額2億4,639万3千円とするものです。

歳出の主なものとしては、各浄水場系統における災害応急復旧工事費3,100万円を計上し、全額災害関係予算になっています。

歳入としては、一般会計繰入金を計上しています。

承認第6号、専決処分の承認を求めることにつきましては、災害応急対策または災害復旧のため派遣された職員の災害派遣手当等の支給に関し、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、東峰村災害派遣手当等の支給に関する条例を制定する必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条

	<p>第3項の規定により報告し承認を求めるものです。</p> <p>承認第7号、専決処分の承認を求めることにつきましては、平成29年7月九州北部豪雨の災害対応として、平成29年9月1日より、福岡県庁から技術職員の派遣受け入れにあたり、技師として任用するために、東峰村一般職の職員の給与に関する条例を改正する必要性が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものです。</p> <p>同意第8号、東峰村監査委員の選任につきましては、監査委員熊谷みな子氏が亡くなられたことにより、新たに梶原久美氏を東峰村監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。</p> <p>報告第2号、平成28年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告につきましては、地方自治法第221条第3項に規定されている法人である株式会社宝珠山ふるさと村より、平成28年度決算諸表の提出があり、これを承認したので、同法第243条の3第2項により議会に報告するものであります。</p> <p>以上が、執行部から提出している案件ですが、皆様方には慎重審議をいただき、ご可決、ご承認、ご同意を賜りますようお願いを申し上げ、私の提案理由の説明といたします。</p>
議長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
休憩	
議長	<p>暫時休憩します。</p> <p>テレビ撮影は、これまででお願いいたします。よろしいですかね。</p> <p style="text-align: right;">(9時36分)</p>
再開	
議長	<p>会議を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(9時56分)</p>
議長	村長
村長	<p>数字の修正をお願いしたいと思います。</p> <p>議案第26号の中の、1ページの下から3行目ですね、3,100万となっているところは1,815万4千円で修正をお願いいたします。</p>
日程第5	
議長	次に、日程第5 一般質問につきましては、日程第6から日程第16までの補足説明終了後に行います。
日程第6	

<p>議 長</p>	<p>次に、日程第6 議案第24号「東峰村税条例の一部を改正する条例の制定について」 補足説明を担当課長に求めます。 住民税務課長</p>
<p>住民税務課長</p>	<p>6ページをお願いいたします。 議案第24号「東峰村税条例の一部を改正する条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 平成29年9月13日提出、村長名でございます。 提案理由といたしまして、平成29年7月九州北部豪雨災害により、東峰村税条例の一部を改正する必要があるため。 7ページをお願いいたします。 そちらにですね、平成29年東峰村税条例ということで、東峰村税条例の一部を改正する条例ということで載せております。 税条例の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。 村民税の減免ということで、現行においてはですね、村民税の減免の第51条の第1項第4号の下ですね、第5号になりますけれども、こちらの条文がございませんでした。 改正案のところのその5号ですけれども、前各号に掲げるもののほか、特別の事情がある者ということで、今回の北部豪雨を受け、被災された方への税のですね、減免ということで、そちらのほうに条文を追加させていただいております。 なおですね、お手元にお配りいたしております要綱に基づきまして、減免をさせていただくということになっておりますが、まず、お手元の資料、お配りさせていただいております減免要綱のところをご覧いただきたいと思いますが。 第2条のところですが、減免対象者ということで、村税等の減免の対象となる者は、災害により村税等の納税義務者等が居住する住家に半壊以上の被害を受け、平成28年中の課税対象となる合計所得が1,000万円以下の者、又は納税義務者の所有に係る固定資産が災害により被害を受けた者とする。ということで、要綱を制定しております。 減免の対象、第3条につきましては、減免の対象となる村民税は、個人村民税、固定資産税及び国民健康保険税とすると。なお、修正申告等がある場合は、平成29年12月末日までの修正申告を対象とするということにいたしております。 第6条、減免については、次の割合に応じて行う。 個人村民税及び国民健康保険税につきましては、そちらの事由それから減免割合ということで、左の事由に応じた形で、減免割合を10分の10から</p>

	<p>10分の4までということで、これは所得に、特に家屋の被災を遭われた方には、その所得によってですね、減免をしたいというふうにさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>それからずっと行きますと、固定資産税につきましては、そちらにあります。土地それから家屋、償却資産ということで、こちらのほうにつきましても、被害の程度に応じまして、それぞれ減免の割合、そちらにございますが、10分の10から10分の4まで、こういった基準で減免をさせていただきたいということで、今回提案をさせていただくものです。</p> <p>また議案書のほうに戻りますが、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成29年8月1日から適用するというので、今回提案をさせていただきたいと思っております。以上です。</p>
日程第7	
議長	<p>次に、日程第7 議案第25号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>8ページをお願いいたします。</p> <p>議案第25号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>平成29年9月13日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由といたしまして、医療職給料表の適用を受ける職員に対し医師調整手当を支給していたが、福岡県人事委員会勧告の例により、初任給調整手当及び地域手当を支給するため、東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。</p> <p>9ページをお開きください。</p> <p>内容といたしましては、東峰村立診療所に勤務いたします医師に対しまして、これまで小石原村時代からですね、医師調整手当という支給をしておりました。</p> <p>今回県からですね、医師の派遣を受けるにあたって医師調整手当をですね、名前上使っておりましたが、県の人事委員会勧告等の例によりまして、その分について、初任給調整手当並びに地域手当という形でですね、給与の中に条例で謳いこんで、県の例に則って支給を行うという部分の改正でございます。</p> <p>第2条でございます。</p> <p>1行目ですね、医師調整手当を初任給調整手当と地域手当の名称に変更しております。</p>

	<p>初任給調整手当については第10条の2で、初任給調整手当は30万9千円を超えない範囲内において、規則で定める額を支給する。額については、上限は変わっておりません。</p> <p>地域手当が新規になります。</p> <p>第10条の3、地域手当は、医療職給料表の適用を受ける者に対して支給する。</p> <p>地域手当は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た額とする。これは、県の条例に合わせた率になっております。</p> <p>勤務1時間当たりの給与額の算出について、これについてと給与の月額、これに対する地域手当の月額、これも県の条例等に倣って改正をしております。</p> <p>期末手当につきましては、中段になります第19条の第4項になります。</p> <p>これまで職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに医師調整手当の月額合計額を、期末手当の基礎額としておりましたが、改正により職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額、並びにこれらに対する地域手当の月額合計額を、基礎手当と変更するものであります。</p> <p>勤勉手当につきましては、第20条第3項、一番下の行になりますが、勤勉手当基礎額として職員が受けるべき給料の月額及び医師調整手当の月額合計を、職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当に変更するものでございます。</p> <p>附則につきましては、平成30年3月31日までの経過措置ということで、いわゆる55歳以上の特定職員についての内容でございます。</p> <p>これについて、期末手当、勤勉手当の項目がございますので、先ほどの改正に合わせて名称の変更をしているものでございます。</p> <p>13ページをご覧ください。</p> <p>最後、附則、この条例は、29年10月1日から施行する。以上でございます。</p>
日程第8	
議 長	<p>次に、日程第8 議案第26号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第4号）について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>14ページをお開きください。</p> <p>議案第26号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第4号）」</p> <p>平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。</p>

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億592万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億842万8千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成29年9月13日提出、東峰村長名でございます。

15ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

今回の補正予算により、歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金、村債で、合計18億592万4千円の補正でございます。内容については、後述いたします。

16ページ、歳出でございます。

歳出につきましては、総務費、民生費、保健衛生費、農林水産費、商工費、土木費、消防費、災害復旧費と諸支出金によりまして、歳入同額18億592万4千円の補正額でございます。

第2表、18ページをお願いします。

第2表、地方債の補正につきまして、起債の目的、災害復旧事業債。補正後の限度額については5,170万円、起債の方法、利率、償還の方法については、記述のとおりでございます。

この起債につきましては、災害廃棄物処理事業の国庫補助残の分についてですね、限度額に基づいて災害復旧対策債という名称になりますが、災害復旧事業債について、記載を起こすものでございます。

それでは、21ページをお願いいたします。

歳入の項目につきまして、ご説明申し上げます。

11款1項2目保健衛生費国庫負担金、1節老人保健事業国庫負担金につきましては885万円。

老人保健事業国庫負担金、内容については、社会福祉施設等災害復旧費補助金、宝珠の郷の災害復旧事業に係る国庫支出金でございます。

11款2項1目総務費国庫補助金、13節社会保障・税番号制度システム整備費補助金102万1千円。これについては、社会保障・税番号システムの整備費に係る補助金でございます。

3項保健衛生費国庫補助金、1節保健衛生費国庫補助金につきましては、災害等廃棄物処理事業費補助金で2億5,887万5千円。

9項災害復旧費国庫補助金、公共土木施設災害復旧費国庫補助金、公共土

木施設の災害復旧費に係る国庫補助金で2億8, 112万8千円。

農林水産施設災害復旧費国庫補助金、農林水産施設、林道のほうにですね、かかります国庫補助金について1億9, 182万2千円。

12款1項2目保健衛生費県負担金、老人保健事業県負担金442万5千円につきましては、先ほどの保健衛生費国庫負担金に対応します県の負担金でございます。

12款2目2項民生費県補助金、社会福祉費県補助金につきましては、災害救助費繰替支弁金、これについては、内容としては、職員の時間外勤務手当について、災害救助法の対象になる分の金額についてですね、繰替支弁金という形で計算した、算定した額を計上しております。

4目農林水産業費県補助金、農業費県補助金、鳥獣害防止総合対策交付金1万8千円、経営体育成支援事業6, 930万円。

経営体育成支援事業につきましては、農業用機械や施設等の災害復旧支援事業に係ります県の補助金でございます。

8目災害復旧費県補助金、災害復旧費県補助金2億4, 770万円については、農地・農業用施設災害復旧費に係る県補助金でございます。

繰入金、基金繰入金で、1目財政調整基金繰入金6億8, 332万8千円。

施設改修等基金繰入金605万1千円、これについては歳出のほうでですね、庁舎の非常用発電装置の改修並びに観光施設の改修関係に充てている基金でございます。

村債、18款1項9目災害復旧事業債、先ほどの起債の分で5, 170万円補正を、歳入として計上しております。

23ページをご覧ください。お願いいたします。

歳出につきまして、まず、総務課の所掌分につきまして説明を申し上げます。

2款1項1目一般管理費、職員手当等1, 963万7千円、災害対応につきましてはの時間外勤務、宿日直手当、管理職の特別勤務手当、また、災害派遣手当の金額について、それぞれ計上しております。

旅費、長期派遣職員の旅費について26万3千円。

使用料及び賃借料として、宿泊施設借上料280万円、これは、長期派遣のですね、職員につきまして、遠距離になります。その宿泊の対応施設として、現在ぽん太の森と日田市にありますアパート等を手配しているところで、これの借上料について計上しております。

あと応急備品のリース料、これは、宿泊施設におけるテレビとかですね、そういった部分の生活用品につきましては、村のほうで用意するという協定になっておりますので、その物品のリース料について上げているところです。計上しております。

5目財産管理費、需用費、施設修繕料、施設・庁舎の非常用発電装置の改修と、あと役場の水道の修理、あと庁舎内の換気扇が老朽化が激しかったということで、その交換をしております。これを199万5千円の計上でございます。

使用料及び賃借料については、災害対応公用車のリース料として138万円。一応5台分を考えております。

備品購入費として、庁舎管理用備品、これについては、庁舎内で、集落センターの会議室が、今、災害用の事務室となっておりますので、林業センター2階の部屋、今、メディアカフェの部屋がございますが、そちらを会議室等で活用するにあたり、エアコンを備品として購入する。また、災害用のパソコンを購入する部分で145万円の計上でございます。

14目電算事務費、役務費、情報系回線使用料、これにつきましては、庁舎間の情報系のインターネットや財務会計の回線が、光ケーブルの損傷によりまして回復不能となっております。これについて、災害直後からですね、フレッツというNTTの回線を引きまして、これについて、その回線に庁舎間の内線とかですね、情報系の財務会計等のデータを乗せるということで、NTTとの契約による回線の使用料でございます。

委託料については、電算事務委託料、これについては、マイナンバー関係の改修に係る委託料でございます。

24ページ、中段をお願いします。

3款4項1目災害救助費でございます。

災害救助費の負担金補助及び交付金、応急仮設住宅集会所負担金、これにつきましては、仮設住宅の中にですね、集会施設を作っております。集会施設に係る電気代等ですね、共益費的なお金につきましては、県のほうから支給されるということで、その金額を負担金という形で、災害救助費の中から支払うということで、15万8千円を計上いたしております。

25ページをお願いいたします。

9款1項3目消防施設費、工事請負費として防災行政無線の同報系スピーカーですが、今、栗林と千代丸が1基、あと屋椎というか岩屋が1基、損傷と流出をしておりますので、これについて、位置も考えてですね、建替えるところで3基分の2、700万円を計上しておるところです。

備品購入費、防災無線戸別受信機、仮設住宅等にですね、戸別受信機がございませんので、合わせて予備等を含めて30台を購入するということで、150万円の予算を計上しております。

26ページをお願いします。

13款1項1目操出金、操出金につきましては、簡易水道事業会計への操出金で、1,815万4千円を計上しております。

	総務課につきましては、以上でございます。
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>企画政策課の所管するところの補足説明をさせていただきます。 23ページでございます。</p> <p>2款1項6目企画振興対策費100万でございます。</p> <p>内容としては、委託料の100万でございますけれども、専決の中ですね、500万ほど委託料を、復興計画の策定委託料に500万ほど上げさせていただいておりますけれども、不足を生じておりますので、100万の追加の補正をお願いしているところです。</p> <p>それから22目光地域情報通信費50万でございますけれども、内容といたしましては、需用費の50万で、光ケーブルの移設費でございます。</p> <p>民家の増築に伴いまして、ケーブル移設費、ケーブルを移設する必要性が生じておりますので、計上をさせていただいております。</p> <p>それから、25ページをお願いいたします。</p> <p>7款2項3目観光施設管理費でございます。1,631万の補正をお願いしたいと思っております。</p> <p>内容といたしましては、11節の需用費1,415万でございますけれども、企画政策課のほうで管理している施設の修繕料でございます。</p> <p>今回の豪雨災害におきましてですね、被害を受けたものの修繕でございます。内訳としては、つづみの里の土砂撤去費60万、建具のほうは150万で210万ですね。それからいぶき館の土砂撤去費300万、それから岩屋キャンプ場の土砂撤去費75万、それからぼん太の森のほうの法面の修繕が450万、それからキュービクルの修繕も必要になっておりまして30万、それから伝統産業会館、これは災害とは関係ないんですけど、警報装置が故障しているということで、こちらのほう350万ほど計上をお願いしているところでございます。</p> <p>それから、15節の工事請負費ですけれども、216万でございます。</p> <p>内容といたしましては、今回の豪雨災害ですね、岩屋湧水のほうの施設が今災害に遭っているわけでございますけれども、こちらのほう仮復旧ということを考えております。大体延長が200mぐらいでございますけれども、そちらのほうの工事費でございます。以上です。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>23ページをお願いいたします。</p> <p>3款1項8目保健福祉センター管理費の需用費ですが、60万2千円。これにつきましては、停電時の非常用発電装置の自動切替機が故障しておりますので、その修繕費でございます。</p> <p>24ページをお願いいたします。</p>

	<p>3款3項1目老人福祉費、委託料の148万6千円でございますが、養護老人ホームの入所申請がありますので、施設入所への委託料でございます。</p> <p>6目高齢者活動推進施設管理費の委託料でございますが、委託料の113万7千円ですが、ボランティアセンターの閉所に伴い、ボランティアの残りのニーズや新規ニーズの受付、現場確認調査、ボランティアの募集などの業務を社会福祉協議会へ、業務として委託するための委託料でございます。</p> <p>9目特別養護老人ホーム管理費、これは、宝珠の郷分でございますが、需用費130万、修繕費ですが、豪雨災害によりまして、落雷によりまして、加圧ポンプ制御盤やナースコールの基盤が故障したため、災害復旧による修理を行うものでございます。</p> <p>また工事請負費で1,640万でございますが、これも豪雨災害によりまして、駐車場への土砂流入による駐車場、また門扉等の破損や、加圧ポンプ室への電柱が倒れ込んだことによりまして屋根が破損しておりますので、災害により復旧工事を行うものでございます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>住民税務課長</p>
<p>住民税務課長</p>	<p>23ページをお願いします。</p> <p>まず2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費ですが、13節の委託料でございます。</p> <p>地図情報システム機能追加業務ということで64万8千円を補正させていただきます。</p> <p>理由につきましては、今回の災害を受けですね、システムの地図上の図根点、いわゆる図根点というのがございますが、そちらの標示がですね、今、画面上でできてないと。これはもうオプション機能でございまして、そういったシステムの機能を導入しておりませんでした。</p> <p>ところが、今回流出した農地それから土地、ありますので、復旧にする場合ですね、そういった図根点の標示が必要になるということで、画面上への図根点の標示、これを可能にして、紙ベースでの調査を行っていくというようなときに、必要になってまいりますので、この分の委託料64万8千円を補正させていただくということです。</p> <p>続きまして24ページですが、4款1項3目環境衛生費です。</p> <p>まず11需用費ですが、消耗品費、こちらはですね、塔の元中継槽、こちらのほうが今回の災害によりまして、土砂並びに流木が流れてきております。これに伴います撤去を工事請負費のほうでやっておりますが、ちょっと治山関係の事業と関係がございまして、将来的には、かなりあそこの山は滑っておりますので、将来的には治山工事で行わなくちゃできないだろうということですので、とりあえず今回土砂撤去、流木撤去を行っておりますので、仮設としてコーンなり防護柵があったんですが、それも流出しておりますの</p>

で、その代りに仮設としてコーンを復旧工事が完了するまで設けるということで、その消耗品費として上げさせていただいております。

続きまして13委託料です。5億1,775万円ということで、全体的なことといたしましては、災害等の廃棄物処理事業の処理委託でございます。

概略を申し上げますが、まず、災害廃棄物、これは片づけごみ分ですけども、災害によりまして発生した災害廃棄物、これは早急な対応、いわゆる処理、処分が必要ということで、7月14日の日から県を通じまして、県の産業廃棄物協会というところに業務委託をいたしました。

その関係、2カ月間、9月14日まで、今、一旦閉鎖をしましてですね、9月14日までで、現地をある程度片づけをいたしまして、また再開をしようとは思っていますけども、その2カ月の当面の廃棄物、応急的な処理の管理、それから、処分場への、各自治体にですね、今回お願いいたしました、処分場への運搬費、これに伴います金額が約1億4,000万。

それから、先ほど申し上げましたが、今月末か来月初めに仮置き場を再開したいと思っております。この理由といたしましては、家屋の解体等の災害廃棄物がまた出てまいります。これの集積として、宝珠山グラウンド横の空き地を集積場として考えておりますので、こちらの管理、それから処分先への運搬ということで、約、これが2億8,000万。

というのがですね、家屋の解体につきましては、全壊家屋につきましては、1棟当たり約100tぐらい廃棄物が出るだろうといわれております。

ですので、現在14棟から16棟、全壊家屋の解体が申請がっておりますが、ちょっと見込みでございますけれども、4,000tまではいかないと思いますが、その程度の数字でですね、単価といたしましては、約7万円、トン、かかるだろうということで、2億8,000万円を計上しております。

それから、どうしても分別して分けていただいて、持って来るんではございますが、どうしても分別できないものが当然出てきます。こちらは一般廃棄物として処理できませんので、産業廃棄物ということになります。そうしますと、またこの経費がですね、また若干上がってまいります。その部分についての産廃処理分ということで、その経費を概算で1,975万というふうに見ております。

それから、災害廃棄物の一般廃棄物分ですが、処理費といたしまして、今回、北九州市、福岡市、久留米市、飯塚市のそれぞれの自治体さん、それからサン・ポートへの搬入をいたしまして、処理を行っていただいております。これが7月14日から9月14日までで1,400万円。

それからまた、先ほど申し上げましたが、家屋の解体を始めますが、こちらについても仕分けをして、持ち運びできる一般廃棄物、またそれぞれどちらの自治体さんをお願いするか、サン・ポート等をお願いするか、ちょっと

まだ、今のところ未定ではございますが、こちらの処理費として6,400万円を見込んでおるところです。

今申し上げました全額を累計いたしまして、5億1,775万円の委託料というふうに見込んでおるところです。

続きまして、15節の工事請負費ですが、先ほど申し上げました塔の元中継槽の土砂撤去、こちらは追加分になります。専決処分で600万円という工事費を上げさせていただいておりましたが、当時ちょっと現地に入れずですね、一応600万円という見積もりの中で専決処分させていただいておりましたが、現地に入っているいろいろ調査をした結果、ちょっと土量と流木がかなりございまして、合計1,200万円ぐらいかかるということですね、今回新たに600万円の追加補正をさせていただきたいと思っております。

あそこの中継槽は早急な対応をしないとですね、今、黒谷地区のほうの仮の中継槽に置いておりますが、そこだけではちょっと容量不足ということがございまして、早急にあそこの土砂等を撤去して、あそこを中継槽として再開するというのが、目的がありましたので、そういった形で土砂撤去等をさせていただいております。

それから16節原材料費ですけれども、108万円ですが、こちらはごみ袋の作成費ということになっております。今回の災害で緊急的にですね、ごみ袋を無料配布等を行わせていただきましたので、その分在庫が少なくなりましたので、購入ということではさせていただきたいと思っております。

それから、19節負担金補助及び交付金ということで、可燃ごみ集積場のカゴ購入費補助金。これはですね、各地区に設置いたしております収集カゴですけれども、流出したり使用できなくなったりした分がですね、見受けられますので、そちらを申請いただいてですね、今回につきましては、本来2分の1の補助ではございますが、今回につきましては、全額補助をさせていただきたいということから50万円、今のところ5カ所ほど見込んでおりますが、50万円の予算。

続きまして、浄化槽及び便槽土砂引抜補助ということで、こちらにつきましても、今回の災害を受けまして、土砂等が流入をした浄化槽並びに普通の便槽ございます。これの引き抜きについての補助です。

これはですね、ちょっと本来普通に引き抜きがですね、一般的な、今、し尿等を引き抜いておりますが、そういったことではちょっとできないというものになってしまいますので、業者さんもちょっと限られてまいりますけれども、そちらの依頼してされた、引き抜きをされた方に対しまして、2分の1の補助ということで、140万円ほどを補正をさせていただきたいと思っております。

合計がですね、5億2,692万7千円、今回の補正ということをお願い

	<p>したいと思っております。</p> <p>住民税務課は、以上でございます。</p>
議 長	<p>今の5億以上の内訳ですが、皆さん、分かりましたか。</p> <p>新しく出してもらった方がよろしいですかね。</p> <p>もういいですか、今の説明で。</p> <p>(「出してください。」の声あり)</p>
議 長	<p>じゃあ、午後出してください。よろしくお願いします。</p> <p>農林観光課長</p>
農林観光課長	<p>24ページの最下段からお願いいたします。</p> <p>6款1項4目農業振興対策費ですが、鳥獣被害防止総合対策交付金、これにつきまして、県の内示に基づき財源の組み替えを行うものでございます。</p> <p>25ページをお願いします。</p> <p>11款1項3目の農地・農業用施設災害復旧費でございます。</p> <p>これにつきましては、まず、13節で委託料、査定設計を行うための測量設計委託料として1億7,300万、これは、現在7社のコンサルに委託を行っております。</p> <p>同じく13節ですが、事務事業委託料として、これは、補助率のかさ上げを行うためには増高申請というものを行います。その増高システムというシステムを持っている業者のほうに事務事業を委託するものでございます。</p> <p>次に、15節工事請負費ですが、29年中に約2億程度の事業は、災害復旧事業は、農地に関してはできるのではないかと見込んでおるところでございます。</p> <p>それから、18節備品購入費ですが113万円、これは、福岡県から現在職員の応援を得ているわけですが、県と同じCADのシステムですね、これを導入する必要がありますので、それにかかる費用は113万円でございます。</p> <p>それから、19節負担金補助及び交付金ですが、8,000万円。これは、経営体育成支援事業の関係でございます。農業用施設または農業用機械、これに補助を行うものですが、国県の方針と申しますか、説明会は実施されておるわけですが、まだ交付要綱は示されておりません。</p> <p>その関係で、まだ村の方針も確定しておりませんので、なかなか直接交付にはあたってないわけですが、これについては、早急に対応を行っていきたいと考えているところでございます。</p> <p>それから11節と14節、300万、200万とあるわけですが、これは、事業実施に伴う工事雑費がありますので、それを計上しているものでございます。</p> <p>また、この農地・農業用施設災害復旧費の中で、当然ながら受益者負担金</p>

	が発生するわけですが、現時点では未定でございますので、最終的な補正で対応したいと思っております。以上でございます。
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>25ページをお願いいたします。</p> <p>8款土木費、2項道路橋梁費、4目村道改良費、こちら補正額600万円。</p> <p>13節委託料、村道奥竹測量委託料としまして600万円を計上させていただきます。</p> <p>11款災害復旧費の2目公共土木施設災害復旧費3億9,331万7千円、こちらは、需用費それから備品購入費、使用費等につきましては、事務室を7月の災害直後に、県よりですね、10名の方派遣いただきまして、今、公共災害の災害査定に向けての作業をいただいております。この管理費、それから工事に係る工事雑費に充てさせていただきます。</p> <p>需用費が375万円、消耗品費、燃料費、公用車等の燃料費等です。</p> <p>それから委託料1億3,292万7千円、こちらは災害復旧に係ります災害査定の測量設計で、こちらにつきましては109カ所、後ほど一般質問の回答の中にも説明させていただきますが、この公共施設の道路、橋梁それから河川につきまして、109カ所に対する測量設計1億3,200万でございます。</p> <p>それから、15節工事請負費2億5,500万円。こちらは、先ほどの109カ所、約30億円が復旧費に見込まれております。このうち今年度中に発注を2億5,500万円を考えております。</p> <p>それから26ページ、4目林道施設災害費、補正額2億9,878万円。</p> <p>こちらでもですね、9月1日より県のほうより自治法上による2名の派遣をいただいております。今後3名のもので、派遣も予定されておりますので、こちらは第3会議室が対策室となりまして、事務所の運営に係る経費、それから、工事雑費に係る経費を計上させていただきます。事業費として240万円、消耗品費、燃料費、それから使用料及び賃借料、備品購入費が事務費。</p> <p>13節の委託料、こちらにつきましては、今現在14路線が被災箇所と。大体5億8,000万円の復旧事業費が想定されております。</p> <p>この14路線すべてのもので、測量設計を行うために1億2,474万円を計上させていただきます。</p> <p>それから工事費1億7,000万円、これは、林道災害復旧事業で本年度中の発注見込み1億7,000万を見込んでおります。</p> <p>13節の簡易水道特別会計への操出金につきましては、総務課長のほうより説明がありましたので、省略させていただきます。以上です。</p>
日程第9	

議 長	<p>次に、日程第9 議案第27号「平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>27ページをお願いいたします。</p> <p>議案第27号「平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）」</p> <p>平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,202万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,841万3千円とする。</p> <p>2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。</p> <p>平成29年9月13日提出、村長名でございます。</p> <p>28ページ、第1表、歳入歳出予算補正。</p> <p>歳入、5款繰入金、1項繰入金、補正額1,815万4千円。</p> <p>6款国庫支出金、1項国庫補助金、補正額5,056万6千円。</p> <p>7款村債、2項災害復旧事業債、補正額2,330万円。</p> <p>補正額合計9,202万円、合計3億3,841万3千円となります。</p> <p>29ページをお願いいたします。</p> <p>歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正額9,202万円。</p> <p>歳出合計3億3,841万3千円でございます。</p> <p>30ページをお願いいたします。</p> <p>第2表、地方債の補正、起債の目的、災害復旧事業費、補正前はございません。</p> <p>補正後、限度額2,330万円、起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりでございます。</p> <p>ちょっと飛ばさせていただきます。</p> <p>33ページをお願いいたします。</p> <p>2、歳入、5款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額1,815万4千円、一般会計からの繰入金でございます。</p> <p>6款国庫支出金、国庫補助金でございます。補正額5,056万6千円、簡易水道施設災害復旧国庫補助金でございます。</p>

	<p>7 款村債、補正額 2, 3 3 0 万円、災害復旧事業債 2, 3 3 0 万円でございます。</p> <p>3 4 ページ、3、歳出、1 款総務費、総務管理費、一般管理費、補正額 9, 1 4 8 万円、特定財源の内訳はご覧のとおりでございます、賃金 2 0 0 万円。</p> <p>これは、被災直後、漏水それから破損箇所、水の補給、給水活動等を見込みまして、2 0 0 万円を充てさせていただいております。</p> <p>それから、こちらは公共災、林道災と同様に事務所を開設しております、水道災害復旧対策室、こちらは第 3 会議室でございます、これに係る事務所の運営、それから工事雑費等によります需用費 3 0 0 万円、消耗品費、燃料費。</p> <p>それから委託料につきましては、こちらは 5 施設、今、東峰村で簡易水道事業を管理しておりますが、すべて被災ということでございます。</p> <p>ただ、小石原簡水につきましても土砂が、道路の対岸のほうからの土砂の流入がございます、その撤去。あと導水管、配水管等の破損、施設の大規模破損等がございます。こちらにつきましても設計料として 1, 3 0 0 万円を計上させていただいております。</p> <p>使用料 4 8 万円、工事費は、2 カ年でこの水道施設の復旧、本復旧を目指しております。本年度中の発注を 7, 0 0 0 万円と見込んでおります。備品購入費 3 0 0 万円でございます。</p> <p>それから、竹浄水系統の管理費、補正額 5 4 万円。こちらの水道施設の浄水池そのものが土砂流入等によりまして、施設機能が損なわれております。こちらにつきましても給水活動を検討されたときに、地元のほうと協議をいたしまして、水源を井戸水、こちらのほうをですね、確保するため、それから水質検査等を行いまして、飲料水に適しているということの報告を受けており、現在、その水道施設の使用料としてですね、これを 5 4 万円計上させていただこうと思っております。よろしく願いいたします。</p>
日程第 1 0	
議 長	<p>次に、日程第 1 0 承認第 3 号「専決処分の承認を求めることについて」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>3 5 ページをお願いいたします。</p> <p>承認第 3 号「専決処分の承認を求めることについて」(専決第 3 号)</p> <p>地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求めます。</p> <p>平成 2 9 年 9 月 1 3 日提出、東峰村長名でございます。</p>

	<p>36ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村専決第3号、専決処分書。</p> <p>損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。</p> <p>平成29年6月17日、東峰村長名でございます。</p> <p>理由といたしまして、村道天ヶ谷・宝ヶ谷線において発生した石張剥離による乗用車損傷に係る損害について、被害者に対する早急な賠償を実施するにあたり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。</p> <p>以下、専決処分の額を定めることについて。</p> <p>東峰村は、次のとおり損害を賠償する。</p> <p>損害賠償額 14万4千円</p> <p>賠償の相手方については、記載のとおりでございます。</p> <p>事故の概要につきましては、平成29年5月14日午前8時頃、上記相手方運転の自動車が村道天ヶ谷・宝ヶ谷線の石畳舗装を走行中に、石畳舗装の一部が剥がれて浮き上がっていた石を跳ね上げ、車体底部、後輪シャフト及びマフラー部を損傷した部分に係る損害賠償でございます。</p> <p>この額につきましては、町村会の総合賠償保険のほうから、全額本人に支払われておりますことを付け加えておきます。以上です。</p>
日程第11	
議 長	<p>次に、日程第11 承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>37ページをお願いいたします。</p> <p>承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」（専決第4号）</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。</p> <p>平成29年9月13日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>38ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村専決第4号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第3号）を専決処分する。</p> <p>平成29年8月16日、東峰村長名でございます。</p> <p>理由、平成29年7月九州北部豪雨による災害救助及び災害復旧のため、予算の増額の必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方</p>

自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。

39ページをお願いいたします。

内容につきましてですが、平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第3号)。

平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,461万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,504万4千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年8月16日、東峰村長名でございます。

40ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして、まず歳入でございます。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金で3億1,461万6千円の補正額の計上でございます。

詳細につきましては、事項別明細書の中で説明をいたしたいと思っております。

41ページをお願いいたします。

歳出につきましては、総務費、民生費、保健衛生費、商工費、土木費、災害復旧費諸支出金において、歳入総額3億1,461万6千円の補正額の計上でございます。

44ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

11款2項3目保健衛生費国庫補助金、災害廃棄物処理事業費補助金1,200万円、これにつきましては、建物解体等に係る事業分についての補助金でございます。

12款2項2目民生費県補助金、社会福祉費県補助金5,443万円、これにつきましては、災害救助費の中で弔慰金、見舞金、振替支弁、援護費等の予算につきまして、県のほうから補助金として受け入れるものでございます。

5項商工費県補助金、福岡県伝統工芸品産業復興支援補助金350万円、これにつきましては、伝統産業会館のガス窯の部分につきまして、300万円の増額の補正をするにあたって県費補助金ですね、350万円の受け入れをするものでございます。

14款1項1目寄附金、一般寄附金については、3,000万円の計上でございます。

これにつきましては、災害にあたりまして、企業、自治体等から寄附金、

見舞金の形で市町村に多額の支援をいただいております。これにつきまして、8月16日時点でですね、見込みとして3,000万円を計上しております。

15款2項1目財政調整基金繰入金、財政調整基金繰入金につきましては、1億7,869万6千円。

振興開発基金繰入金、減の50万円、これにつきましては、ガス窯の分で300万円の歳出増額補正をしておりますが、県費の補助が350万円来ておりますので、差額の50万円をですね、基金の繰入から減額しているものでございます。

16目災害対策基金繰入金3,649万円、これにつきましては、敷地内、宅地内の土砂撤去につきまして、災害救助法の危険物の除去等に該当しない部分について、災害対策基金を充てるということで3,649万円の計上をしております。

45ページをお願いいたします。

歳出につきましては、総務課の部分についてご説明申し上げます。

2款1項5目財産管理費、使用料及び賃借料として546万円、これは仮設事務所、基幹集落センターの前に仮設事務所を設置しております。これについての建物の賃借料、またコピー機及び備品購入費等をですね、これについての予算でございます。

工事請負費につきましては、被災公共施設解体撤去費、大行司駅の分をですね、計上しております。

備品購入費についても、仮設事務所の備品購入になります。

3款4項災害救助費、災害救助費につきましては、各課にわたっておりますので、総務課のほうでまとめて説明をさせていただきます。

賃金96万円、避難所の運営また応急救護、飲料水供給等について、雇入れた場合の賃金として支払われる額として、見込みで96万円を計上しております。

需用費7,157万円、災害救助法に基づく消耗品関係、またボランティアセンターにおける消耗品等、被災家屋消毒用の資材の購入、災害対応の消耗品、修繕料については、障害物の除去の事業費として5,000万円、応急修理、これは1件、57万4千円という制度になっておりますが、この災害救助法の応急修理について1,148万円で、合計7,157万円を計上しているところです。

12節役務費、その他役務費、避難所用の毛布のクリーニング代として11万4千円を計上しております。

使用料及び賃借料、車両のリース料、ボランティアセンターの車両のリース料として1,080万円、救助に要した機械家具の借上料、コピー機等で

	<p>掲載しております150万2千円、合計1,230万2千円の計上です。</p> <p>20節扶助費、災害弔慰金、死亡された方の弔慰金につきまして1,000万円、県の災害見舞金として440万円で、計1,440万円。</p> <p>21節貸付金、災害援護資金の貸付金で1,050万円、これにつきましては、被災者生活再建法の貸付金に基づいて、滅失につきましては350万円、全壊家屋について250万円、半壊については170万円を限度として貸付けを行うという形になっております。これについて1,050万円の予算を見込みとして計上しております。</p> <p>47ページをお願いします。</p> <p>13款1項1目操出金、操出金は3,100万円、これにつきましては、簡易水道事業特別会計に係る操出金として3,100万円を計上しているところでございます。</p> <p>総務課については、以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>企画政策課長</p>
<p>企画政策課長</p>	<p>企画政策課分の説明をいたします。</p> <p>45ページでございます。</p> <p>2款1項6目企画振興対策費500万、内容としては、委託料500万円でございます。災害復興計画の作成業務として、想定で500万円上げさせていただいておりました。</p> <p>先ほどご説明いたしましたように、9月の補正で100万円ということで、500万円の災害復興計画、500万円については以上でございます。</p> <p>それから、22目光地域情報通信費ということで、1,582万8千円を補正をお願いしております。</p> <p>内訳としては、需用費82万8千円でございますけれども、中身といたしましては、光ケーブルの光受信機、VONUという機械でございますけれども、これに係ります購入と設置の費用でございます。</p> <p>今回の災害ですと、18台が災害に遭いまして機械がなくなりまして、22台、仮設住宅のために必要になっておりますので、計40台に係る分でございます。</p> <p>それからその下の、同じく光ケーブルの施設の修繕料でございますけれども、サーバーの機器がちょっと壊れましたので、10万8千円ほど上げております。</p> <p>それから委託料1,500万円、これにつきましては、今回の災害で、あちこちで山崩れ等で線が寸断されまして、その復旧のための仮復旧に係る委託料でございます。1,500万円でございます。</p> <p>それから、46ページをお願いいたします。</p> <p>7款1項3目商工施設管理費でございます。300万円の補正をお願いし</p>

	<p>たいと思っております。</p> <p>内容につきましては、工事請負費でございまして、伝統産業会館のほうのガス窯の工事費でございます。</p> <p>災害に遭われたですね、窯元さんが16戸ほどいるというようなことの中で、県のほうから復興支援といたしまして補助をいただけるということで、当初から予定しておりました窯の能力を上げまして、今回補正をお願いするものでございます。以上です。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>46ページをお願いいたします。</p> <p>4款保健衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、補正額が3,950万円です。</p> <p>15節工事請負費2,150万円、災害等廃棄物処理事業ということで1,500万円ですが、こちらにつきましては、家屋の撤去分ということで、廃棄物対策事業で補助になろうという全壊家屋の撤去分ということで、緊急を要するものについてですね、専決処分させていただきたいというものでございます。</p> <p>それから、その下のし尿中継槽土砂撤去費、災害復旧ですが、こちらにつきましては、先ほどの補正予算の中でご説明申し上げましたが、塔の元の中継槽の土砂、流木流入、この分の撤去の緊急性を要したものであるということで、650万円補正をさせていただきたいと思っております。</p> <p>それから19節負担金補助及び交付金ということで1,800万円、災害等廃棄物処理に係る補助金ということで1,800万円、こちらにつきましては、家屋撤去分になりますが、半壊と小屋とかですね、そういったことを見越しまして、一応要望料調査等もかけておりましたので、その分で、こちらにも緊急を要する分があるだろうということで1,800万円、それぞれの積算根拠はですね、1棟当たり大体100万円ぐらいを見込んで、上の工事請負費の1,500万円は15棟、それから、負担金補助、償還払いということで、18棟を見込んで専決処分をさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>住民税務課は以上です。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>47ページをお願いいたします。</p> <p>11款1項3目の農地・農業用施設災害復旧費でございまして、15節に応急仮工事費として2,000万円計上しております。これは、用排水の土砂撤去並びに仮設費、または農道の土砂撤去などを行ったものでございます。</p> <p>この工事費につきましては、本工事ですね、今度の災害復旧事業のほうに</p>

	計上できるものについてはですね、計上していくところで準備しているものでございます。以上です。
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>46ページをお願いいたします。</p> <p>8款1項1目土木総務費、補正額3,500万円。</p> <p>こちらにつきましては、補助金といたしまして里山空間保全・地域防災事業、こちらは6月の議会のおりに質疑があつておりまして、9月の補正予算で計上するという考えを持っておりまして、7月の大規模災害によりまして、計上で、専決処分とさせていただいた次第でございます。</p> <p>以前の制度でありますと、家屋に倒壊しそうな、倒木の恐れがある樹木、立木の伐採でありましたが、今回土砂流入の恐れがあるといった、土砂のですね、流入の危険性がある箇所についても補助を受けまして、以前は30万円が上限額としておりましたが、50万円へ引き上げての対応を検討し3,500万円、35万円掛ける100カ所を予定して、専決させていただいております。</p> <p>それから、8款2項2目道路維持費、こちらの需用費1,000万円につきましては、維持補修の災害対応といたしまして、1,000万円の計上でございます。</p> <p>それから、3項1目河川費、こちらの1,000万円につきましても、災害の緊急対応としての修繕ということで上げさせていただいております。</p> <p>それから、8款4項1目住宅費、今回の大規模災害によりまして、延田団地、小松団地、猿喰第2団地が被災しております。</p> <p>この専決処分までにある程度の見積もりが取れましたので、こういった細かい数字を計上させていただいておりますが、延田団地につきましては、ボイラー、浄化槽、エアコン等がですね、被災しておると。10戸中10戸。</p> <p>それから小松団地につきましても、2階建ての世帯はございますが、壁それから床張り、エアコン等の修繕、それから猿喰団地につきましては1棟が修繕し、15節で工事請負費を計上させていただいております。この猿喰が、2棟のうち1戸は取り壊しということで、150万を計上しておるところでございます。</p> <p>47ページ、11款1項2目公共土木施設災害復旧事業費、補正額2,000万円。</p> <p>15節工事請負費2,000万円、こちらは主に村道の応急復旧工事に充てるため、2,000万円の計上とさせていただいております。</p> <p>それから、13款1項1目操出金、補正額3,100万円、こちらは簡易水道特別会計への操出金ということになります。以上です。</p>
日程第12	

議 長	<p>次に、日程第12 承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>48ページをお願いいたします。</p> <p>承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」（専決第5号） 地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。</p> <p>平成29年9月13日提出、村長名でございます。</p> <p>49ページ、東峰村専決第5号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算補正（第2号）を専決処分する。</p> <p>平成29年8月16日、村長名でございます。</p> <p>理由、平成29年7月九州北部豪雨による災害復旧のため、予算の増額の必要性が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。</p> <p>50ページ、平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正（第2号）。</p> <p>平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,639万3千円とする。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>平成29年8月16日、村長名でございます。</p> <p>51ページ、第1表、歳入歳出予算補正。</p> <p>操出金、補正額3,100万円。</p> <p>52ページ、歳出、総務費、補正額3,100万円でございます。</p> <p>55ページをお願いいたします。</p> <p>2、歳入、5款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額3,100万円。 1節繰入金、一般会計繰入金による3,100万円でございます。</p> <p>56ページ、歳出、1款1項2目小石原浄水場系統管理費、補正額100万円。</p> <p>こちらは全体的に15節の工事請負費でございます。</p> <p>小石原浄水場100万円、鶴浄水系500万円、鼓浄水場500万円、千代丸浄水場1,000万円、竹浄水場水系1,000万円。</p>

	<p>こちらは被災の状況によりまして額が異なっております。その見込みまして、総額3,100万円の計上させていただいておりましたところでございます。以上です。</p>
日程第13	
議長	<p>次に、日程第13 承認第6号「専決処分の承認を求めることについて」補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>57ページをお願いいたします。</p> <p>承認第6号「専決処分の承認を求めることについて」(専決第6号) 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。</p> <p>平成29年9月13日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>58ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村専決第6号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村災害派遣手当等の支給に関する条例を専決処分する。</p> <p>平成29年8月16日、東峰村長名でございます。</p> <p>理由、災害応急対策または災害復旧のため派遣された職員の災害派遣手当等の支給に関し、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、東峰村災害派遣手当の支給に関する条例を制定する必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。</p> <p>59ページをお願いいたします。</p> <p>平成29年東峰村条例第6号 東峰村災害派遣手当等の支給に関する条例の制定について 東峰村災害派遣手当等の支給に関する条例を次のように定める。 東峰村災害派遣手当等の支給に関する条例</p> <p>趣旨、第1条、この条例は、災害応急対策又は災害復旧等のため、東峰村に派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に対する災害対策基本法第32条第1項に規定する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条において同項を読み替えて準用する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条において、同項を読み替えて準用する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当並びに大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する災害派遣手当(以下これらを「災害派遣手当等」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

	<p>手当の額等、第2条、災害派遣手当等は、災害派遣職員がその住所又は居所を離れた場所の施設に滞在した期間及び当該施設の区分に応じ、別表に定める額を支給する。</p> <p>2項、前項の滞在した期間は、派遣職員が同項の施設に滞在を開始した日からこれを終了した日の前日までの期間とする。</p> <p>委任、第3条、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。附則、この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>別表でございます。</p> <p>災害派遣手当につきましては、他市町村から東峰村の災害関係の事務で、長期派遣で来ていただいている方に対し、特に居所を離れてですね、こちらのほうに滞在をする。アパート等を村が借りてする分について、そこでの職員につきましては、別表のとおり派遣手当をですね、日額として支給するものでございます。</p> <p>滞在した期間、30日以内、区分として、公用の施設又はこれに準ずる施設で、日額3,970円、その他の施設については6,620円、30日を超え60日以内の期間が3,970円、5,870円、60日を超える期間について3,970円、5,140円の額を支給するものでございます。</p> <p>備考につきましては、本表中「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法第2条第2項に規定するホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業の施設以外の施設をいう。ということで、今回ぼん太の森をお借りしております。</p> <p>これにつきましては、簡易宿所ということで、この規定には該当いたしませんので、他の施設につきましては、またアパートですね、民間借上げアパートにつきましては、公用の施設又はこれに準ずる施設等の対象となるということで申し添えておきます。以上です。</p>
日程第14	
議長	<p>次に、日程第14 承認第7号「専決処分の承認を求めることについて」補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>61ページをお願いいたします。</p> <p>承認第7号「専決処分の承認を求めることについて」(専決第7号)地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。</p> <p>平成29年9月13日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>62ページをお願いします。</p> <p>東峰村専決第7号、専決処分書。</p> <p>東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に</p>

	<p>ついて、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。</p> <p>平成29年8月28日、東峰村長名でございます。</p> <p>理由、平成29年7月九州北部豪雨の災害対応として、平成29年9月1日より福岡県庁から技術職員の派遣受け入れに伴い、東峰村一般職の職員の給与に関する条例を改正するにあたり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。</p> <p>東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>新旧対照表によりまして、現行、改正案でございますが、別表第3のですね、行政職給料表 等級別基準職務表にあたっての改正でございます。</p> <p>63ページをお願いいたします。</p> <p>上段が改正案、下段の表が現行でございます。</p> <p>1級、2級の職の中にですね、医師を付け加えているものでございます。</p> <p>あと3級につきまして、主任技師ですね、の職種を追加させていただいているということの改正になるもので、9月1日以降のですね、県等の職員の任用の部分について改正の必要が生じたので、専決処分をさせていただいたものでございます。以上です。</p>
日程第15	
議 長	<p>次に、日程第15 同意第18号「東峰村監査委員の選任について」 補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>64ページをお願いいたします。</p> <p>同意第18号「東峰村監査委員の選任について」 地方自治法第196条第1項の規定により、次の者を東峰村監査委員として選任することについて、議会の同意を求める。</p> <p>平成29年9月13日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>氏名 梶原久美 住所 朝倉郡東峰村大字小石原鼓3076番地3 任期 任命の日から4年間</p> <p>提案理由、東峰村監査委員熊谷みな子氏の死去により、新たに梶原久美氏を東峰村監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>経歴等につきましては、お手元に配布しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。説明は以上です。</p>
日程第16	

議 長	<p>次に、日程第16 報告第2号「平成28年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>66ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号「平成28年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について」</p> <p>地方自治法第221条第3項に規定されている法人である株式会社宝珠山ふるさと村より、平成28年度決算諸表の提出があり、これを承認したので、同法第243条の3第2項により議会に提出する。</p> <p>平成29年9月13日、東峰村長名です。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>ふるさと村の第13期の決算報告書でございます。</p> <p>68ページをお願いいたします。</p> <p>会社の概要、(1) 定款。</p> <p>これにつきましては、会社で行う事業につきまして13項目を定款で定めているところでございます。</p> <p>(2) につきましては、本社の住所でございます。</p> <p>(3) 株式の状況につきましては、昨年のおりでございます。記載のとおりです。</p> <p>(4) 取締役及び監査役でございますけれども、こちらのほうも社長以下27年度から変わっておりません。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>貸借対照表でございますけれども、まず左側の資産の部の説明をいたします。</p> <p>流動資産につきましては、1億6,542万4千円余りということで、昨年より9,750万ほど、こちらのほう増になっております。</p> <p>これにつきましては、同じこの資産の内訳でございます。固定資産の中の投資その他の資産というのが昨年までございまして、西日本シティ証券発行の社債が1億ございました。こちらのほうが28年中に満期に、償還日になりましたので、その分を現金のほうで預金をしているというような状況でございます。</p> <p>流動資産の内訳を申し上げたいと思います。</p> <p>現金・預金1億6,005万9千円余り、これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、1億弱の増になっているところです。ほとんどが預金でございまして、西日本シティ銀行、JA筑前あさくらのほうが主な預け入れ先でございます。</p>

	<p>それから、棚卸資産87万1千円余り、こちらにつきまして、柚子ペースト、柚子ジンジャー、容器など31件が内訳でございます。</p> <p>それから、未収入金449万3千円余りでございます。</p> <p>これにつきましては、主なものはアールガトーの債券引き受けでございます。352万余りでございます。その他20件余りの売掛金等がございます。</p> <p>それから、固定資産でございますが、1,802万6千円余りということで、こちらのほう昨年と比較すると1億ぐらいの減となっております。理由につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。</p> <p>内訳をご説明いたします。</p> <p>有形固定資産1,421万2千円でございます。昨年より若干少なくなっておりますが、内訳として、建物995万9千円余り、これにつきましては、元専務の木造の住宅860万円余り、それから、岩屋湧水の給水施設の木造倉庫130万円余りが主なものでございます。</p> <p>それから、付属設備6万8千円余り、こちらにつきましては、岩屋湧水の給水施設の電気設備に係るものでございます。</p> <p>それから、構築物16万3千円余り、親水公園の案内看板でございます。</p> <p>それから、什器備品34万1千円余り、これにつきましては、親水公園の高圧洗浄機、特産品開発に係ります厨房機器が主なものでございます。</p> <p>土地59万7千円余り、これにつきましては、先ほど言いました元専務の宅地に係るものでございます。165㎡に係るものでございます。</p> <p>それから、一括償却資産13万3千円余り、これにつきましては、特産品開発用のフリーザーが主なものでございます。</p> <p>(「議長。」の声あり)</p>
議長	はい。
7番	これに関しては、後日説明を受けて質問をすることでございますので、今ここで金額を言う必要はないんじゃないかならうかと、私考えておりますが、いかがですか。
議長	後日がまだ決定しておりませんので、とりあえず説明を受けときます。今回は。 続けてください。
企画政策課長	<p>それから、リース資産294万8千円余りということで、内容につきましては、特産品開発用のデッキオープン、袋詰めシーラー、ドレッシング充填機、コピー機のリースが主なものでございます。</p> <p>それから、投資その他の資産として381万3千円余りでございます。</p> <p>昨年在1億381万3千円余りございましたので、1億の減となっております。これにつきましては、先ほどのご説明のとおりでございます。</p> <p>それから、債務保証求償権381万3千円余りでございますけど、これに</p>

つきましては、マフィン製造に係るものでございます。

資産合計1億8,345万1,046円でございます。

それから、次に負債の部のご説明を申し上げます。

流動負債が620万円余りということで、こちらにつきましては、ほぼ例年どおりでございます。

以下、内訳でございますが、未払金120万8千円余り、これにつきましては、3月にかかる光熱水費、社会保険料、特産品の原料代等が主なものでございます。

それから、未払法人税29万6千円余り、こちらにつきましては、文字通り未払いの法人税等でございます。

それから、前受金2万円、こちらにつきましては、昨年は出ておりませんが、今年新たな項目でございますけれども、前専務の住宅を地域おこし協力隊のほうに貸している分でございますして、4月分の家賃がですね、前徴収のため2万円だけ出てきているところでございます。

それから、預り金55万2千円余り、こちらにつきましては、源泉所得税に係るものでございます。

それから、リース未払金292万9千円、こちらにつきましては、マフィン製造機に係るリース代でございます。

それから、未払消費税等119万3千円余り、こちらも文字通り未払いの消費税に係るものでございます。

負債合計が620万931円でございます。

それから、純資産の部、株主資本1億7,725万円余りで、昨年より400万程度減となっております。

内訳といたしまして、資本金1億、これは昨年まで2億3,560万でございましたので、この分が下の資本剰余金のほうの1億3,560万のほうに移動したものでございます。

それから、利益剰余金5,839万4千円余り、こちらにつきましては、累積の赤字額となっております。

純資産合計が1億7,725万円余り、先ほどの負債合計とこの純資産合計を合わせまして1億8,345万1,046円でございます。

次の70ページ、損益計算書のほうのご説明をいたします。

営業収益でございますが、売り上げのほうは6項目ほど上がっております。

いぶき館の入場料110万6千円、こちらのほう昨年より46%ほど減になっておりまして、平成26年度からのですね、高倉健ブームの終息というふうに見ているところでございます。

それから、グッズ売り上げ1,035万2千円余り、こちらについては若

	<p>干の増となっております。内容としては、特産品の販売、岩屋湧水の売り上げ、親水公園、いぶき館でのグッズの売り上げでございます。</p> <p>それから、ほうしゅ楽舎の宿泊ということで308万1千円余り、こちらも若干減となっております。</p> <p>それから、キャンプ場宿泊534万9千円余りということで、こちらのほうは9%ほど増えております。昨年からのキャンプブームと営業努力の結果で増えているというようなことでございます。</p> <p>それから、委託収入1,354万円余りでございます。これにつきましては、指定管理に係る委託費収入でございます。</p> <p>それから、6、売上高、その他ということで、297万9千円余り上げておりますけれども、こちらにつきましては、ほうしゅ楽舎の食事代でございます。</p> <p>営業収益の合計が3,640万9,493円でございます。昨年に比較して、若干でございますけど、0.2%ほど上がっているところです。</p> <p>2、営業費用、売上原価のところでございますけれども、仕入高が307万6千円余りでございます。</p> <p>この仕入高と先ほどの営業収益を足したものが売上総利益となります。売上総利益が3,333万2千円余りとなっております。</p> <p>その次につきましては、販売費及び、</p>
議 長	<p>課長、今回質疑があるから説明を受けますけれども、これ全部言うんですかね、全部言う必要ありませんよ。変わったところとか、もうちょっと的確に説明をお願いします。</p>
企画政策課長	<p>はい。</p> <p>より詳しくと思ったところございましたけれども、ちょっと簡単に、そしたらいきたいと思います。</p> <p>2につきましては、販売費用でございます。1から29項目までございます。その合計が4,203万5千円余りの、販売するための管理費がかかっております。</p> <p>営業損失としては、先ほど申し上げました売上総利益のほうから経費を引いたものが870万3千円余りでございまして、こちらのほうが営業損失となります。</p> <p>その他にも営業外収益とかいろんなものがありまして、この差引をして、最終的な当期の純損失につきましては、430万1,669円が当期の純損失でございます。</p> <p>次に、72ページをお願いしたいと思います。</p> <p>今回資本金を移動しております。先ほど説明したとおりでございますけれども、13期の期首の残高としては2億3,560万円余りございました。</p>

	<p>れども、資本準備金のほうに移動いたしましたので、当期の資本金につきましては、13期の末につきましては1億となっているところでございます。</p> <p>それから、中ほどの利益剰余金ですけれども、当期に430万1,669円ほどの赤字が出ておりますので、その分が追加されて、13期の末の残高としては、5,834万9千円余りの累計の赤字になっているところでございます。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>73ページ、これにつきましては、例年のとおりでございますので省略をさせていただきます。</p> <p>それから、75ページに監査報告を上げているところです。</p> <p>監査のですね、平成29年4月1日と同年の5月23日に監査をしております、その結果、適法かつ正確であることを認めますというような内容になっております。</p> <p>ただし、下記のとおり債権がありますので、継続的な回収に努めることという内容と、また早急に特産品部門の損失改善に努めることが付け加えられているところでございます。</p> <p>以上、ふるさと村の第13期の決算報告の補足説明を終了いたします。</p>
休 憩	
議 長	<p>13時まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(11時42分)</p>

再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(13時00分)</p>
日程第5	
議 長	<p>日程第5 一般質問を行います。</p> <p>一般質問は2名の議員より提出されています。</p> <p>なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は質問、答弁者の時間を含め持ち時間は1時間以内となっています。</p> <p>通告に従いまして、順次一般質問をお願いいたします。</p> <p>答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭、明確な答弁を期待いたします。</p> <p>それでは、質問に入ります。</p> <p>9番 長澤貞義議員の質問を許可します。</p> <p>9番 長澤貞義議員</p>
9 番	質問の前に、配布資料の配布をお願いいたします。
議 長	事前に確認していますので、これを許可します。

	(資料配布)
9 番	<p>それでは質問に入ります前に、7月5日発生しました九州北部豪雨災害で亡くられました3名の方のご冥福を心よりお祈りいたしますとともに、被災されました皆様方にお見舞いを申し上げます。</p> <p>それでは、質問に入っていきます。</p> <p>7月5日の九州北部豪雨災害を受けまして、東峰村がどのように復旧、復興を進めていくのか、そのスケジュールと対応方法について、お尋ねしたいと思いますが、質問数が多いので簡潔な答弁をお願いいたします。</p> <p>①のですね、道路の復旧計画について、まずお尋ねします。</p> <p>国道211号線、500号線については、片側通行がだいぶ改修されてきておりますが、この片側通行がいつ解消されるのか。また、これはあくまでも仮復旧だと思っておりますので、本格復旧へのスケジュール等をですね、分かる範囲でお答えをお願いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>まず、基本的なスタンスとしてですね、今回の豪雨災害をベースに、改良復旧工事で県、国等にはですね、お願いしたいと考えております。</p> <p>まず公共災害は原則として、発生年から3年で復旧工事を終えなければならないということがございます。1年間の延長は認められるということでもあります。</p> <p>国県道につきましては、当然これは県等が管理しておりますので、県等がやります。</p> <p>したがって、ここにつきましても、今言いました改良復旧工事を勘案した形で、現在県と国が協議中との報告を受けております。</p> <p>村道についてはですね、8月下旬より国の災害査定を受けまして、年内に査定終了を目指したいと考えております。</p> <p>スケジュール等につきましては、今仮復旧で、順次県等もやってきておりますし、村におきましては、まずは査定が終わった後ですね、やれるところから早急にやりたいと思っております。</p>
議 長	9 番 長澤貞義議員
9 番	<p>3年で工事を終えるということがございますが、ざっと見ましても3年で終えるのが可能かどうか、ちょっと現時点では分かりませんが、1年の延長が認められるということですね。</p> <p>それに向かって村としても県と国に要望を出していただきまして、早急な復興、復旧をお願いしたいと思います。</p> <p>次の中で、県道の八女・香春線も仮復旧工事が進んでおりますが、岩屋、竹地区方面、そして村民の大多数の方が利用しておられる塔の元から杷木へ向かう県道52号ですね、これの復旧のスケジュールが、分かる範囲でよろ</p>

	しいですが、お答えをお願いします。
議 長	村長
村 長	<p>八女・香春線の今年度計画と言いますか、県のほうの計画につきましては、引き続き、この災害とは別にですね、施工していただくことでお願いをしております。</p> <p>それから、塔の元から杷木までの県道52号線ですね、これにつきましては、朝倉市のほうのことをございますけれども、今報告を受けていますのは、10月の中旬以降程度という話を受けております。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>県道八女・香春線は災害とは別に事業を進めていくということで、岩屋地区、竹地区の方も安心していることだろうと思います。</p> <p>塔の元から松末方面へ行く道はですね、やっぱり大多数の村民の方が利用しておられますので、10月中旬以降には大体通れる見通しということであれば、本当にうれしい限りでございます。</p> <p>次の質問です。</p> <p>地域の生活道路となっている村道も数多く被災しましたが、さっきの中で年内に村道は復旧できるという感触でしたが、違いますかね。</p> <p>どのくらいの期間かかりますか、村道の場合は。</p>
議 長	村長
村 長	<p>村道につきましては今年度中じゃなくて、今年度中にですね、査定あたりを受けていきたいということです。</p> <p>査定の終わったところにつきましてはですね、年度内にも着手をしていきたいと考えております。</p> <p>いつ終わるのかということでございますけれども、まずは生活に関連した道路についてはですね、優先的にやっていきたいと思っております。</p> <p>ちょっと言い方は悪いんですけども、村道でありながらあまり使っていないような道路というのもありますので、これにつきましては、やはり生活優先という形での復旧、復興はやっていきたいと思っております。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>本年度中に査定を受けて、それから復旧に向かうということですね。</p> <p>それから順位的なものは、生活に密接な道路を優先的にやっていくということですね。</p> <p>続きまして、②の河川の復旧計画について、お尋ねします。</p> <p>まず、護岸の工事ですね、これについて、復旧のスケジュールをお願いします。</p>
議 長	村長

<p>村 長</p>	<p>この河川につきましても、県管理の河川それから村管理の河川というのがあります。</p> <p>県管理の河川につきましては、先ほども申しましたように、再度のですね、災害の防止を勘案して、改良復旧等をお願いをしているところでもあります。</p> <p>現在、関係機関との協議中との報告を受けております。</p> <p>村管理の河川ですね、例えば宝ヶ谷の橋から上とかですね、あと小石原のほうでも原のところから上の河川とか、岩屋地区の古参道がありますね、その前に橋が、岩屋橋がありますけど、それから上の河川とかにつきましては、村の管理の河川になります。</p> <p>この辺りにつきましても、査定が終わり次第ですね、順次工事に取りかかれればと思っております。</p> <p>しかしながら、村管理ではありましても、屋椎川それから千代丸の砂防流域ですね、この辺りにつきましては、県のほうの代行事業として、県のほうがやっていただくということになっております。</p>
<p>議 長</p>	<p>9 番 長澤貞義議員</p>
<p>9 番</p>	<p>今、村長がおっしゃいました屋椎地区ですか、私も議長と視察に行きましたけれど、本当にものすごいですね、岩石の量が落ちてきて、本当に見るも無残な姿になったなと思っております。幸い県が代行してやってくれるという形ですので、それはよかったですと思います。</p> <p>村としてもやっぱり村営河川というのはですね、やっぱり密接に村民と関係のある田んぼの河川ですね、水を引く河川とかもございますので、来年の田植え時期にもですね、間に合う、できるようにお願いしたいと思っております。</p> <p>続いて、河川の浚渫でございます。</p> <p>大肥川、宝珠山川、小石原川等については、今回の土砂の流れ込みで、川床が相当浅くなっております。ちょっとした大雨で氾濫する恐れがあるのではないかと思っておりますが、危険な箇所及び全面的な浚渫を行う予定というのはあるのでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>村長</p>
<p>村 長</p>	<p>県のほうからの報告によりますと、今、3カ所上がってきております。</p> <p>1カ所が宝珠山駅前のあの川ですね、それから2カ所目が、カネダイ醤油さんのずっと下流ですね、下郷ですか、のところ。それから、鶴のところがあります。</p> <p>今、報告を受けている段階では、9月の下旬あたりからですね、浚渫にかかりたいということでもありますけれども、どこからかかるのかというのは、ちょっとまだ不明であります。</p>
<p>議 長</p>	<p>9 番 長澤貞義議員</p>
<p>9 番</p>	<p>本当に危険なところから取りかかるという感じではございますね。</p>

	<p>それともう1つですね、小石原地区が、国道の信号のところ、全部冠水したんですよね、町の中全部、周辺。飯塚方面へ行くところも、食堂があるところも全部冠水したんですが、私ちょっと、小石原川も下流のほうを見て来てですね、地域の方からも話を聞いておりましたけど、昔田畑の灌漑をするために堰を設けていたらしいんですね、下流のほうに。</p> <p>それがまだそのまま残っている状況で、その堰があるために、やっぱりあそこの川が、流れが悪くなって冠水ということに至ったのではないかという、地元の方はそういうふうに話しておりますので、これもぜひですね、視察してもらって、良い方向にやれるように、村としてもですね、やっていただきたいと。</p> <p>あれは県営河川になるんですかね、そういう要望を県に大いに出していただきたいと思います。</p> <p>次に、③のがけ崩れ箇所の、山林等の復旧計画について、お尋ねします。治山、砂防工事についてのスケジュールをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>村長</p>
<p>村 長</p>	<p>まず、先ほどの小石原川の件につきましては、まずは、度々地域住民の方にご迷惑をかけておりますえびす川、これの改修につきましては、県のほうに、とにかく早急にやってくれという話をさせていただいております。</p> <p>それに合わせて、どうも県のほうの施工管理がですね、あの柳屋だったっけ、まだ上のほうみたいなんですね。</p> <p>したがって、それから下につきましては、村の河川でありますので、これは村のほうがですね、まず施工したいと考えております。</p> <p>やはり国道の下を通っている暗渠とかですね、そういったものも見直しをさせていただいて、それから、国道から抜けたところですね、ひとつ小柳さんのところの下のほうに行くのと、川のほうに行くのと、ちょっと複雑になっておりますので、その辺りの改良等も含めてですね、やっていきたいと思っております。</p> <p>それから今回、何橋かちょっと忘れましたが、小石原保育所から向こう側ですね（ 「吉の橋ですね。」 の声あり ）</p> <p>吉の橋ですか、あそこから相当な越流があつて、山の茶屋とかですね、相当被害を受けたということでもあります。</p> <p>したがって、この対策につきましては、今言った堰とかですね、そういったものをもう少し県のほうに下げていただくようなことはお願いしたいと思っております。</p> <p>そのためには当然、河床が下がりますので、その間の影響というのは、相当出てくるかと思えます。そういったのも含めて、県のほうにはお願いをしていきたい。</p>

	<p>そうしないとですね、やはり小石原のほうは冠水が非常に多いので、この辺りについては、やはり今回の小石原は300ミリしか、しかと言ったらいかんですけど、300ミリしか降ってないんですね。</p> <p>ここの庁舎は743ミリ、つまり2.5倍こっちは降っているわけですけど、じゃあ小石原だってそのくらい降る可能性というのはあるわけですから、そういったことも含めて、やはり問題的にはあの河床をですね、少しでもやっぱり下げないと、同じようなことが言えるんじゃないかと思っております。</p> <p>お尋ねの③番の件でございますけども、治山につきましては、県の農林事務所の森林土木課が調査をいたしまして、復旧工事等につきましては、工法を検討して、随時発注していくという報告を受けております。</p> <p>それから、砂防につきましては、県土整備事務所が調査いたしまして、同じですけども、復旧工事等を検討して、やっていくということであります。</p> <p>しかしながら、やはり県等の対象とならないところが必ず出てくると思いますので、これにつきましては、村単独の事業として取り組み、そして地域の皆さん、それから被災された皆さん方の安心・安全な対策というのはですね、これは村が取らなければならないと思っておりますので、それについてもやっていきたいと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>9 番 長澤貞義議員</p>
<p>9 番</p>	<p>ここでちょっと配布した資料を見ていただきたいと思います。</p> <p>下の2枚が砂防を撮っております。見たとおりですね、もう満杯ですね、土砂で。</p> <p>これはやっぱり下の住民の方はですね、来年の雨季が心配だということで、この下に砂防がつくってもらえるのかというような要望は言っておりましたけれど、つくるとなると簡単には工事がですね、できるとは限りませんが、私が思うのは、砂防というのはつくりっぱなしなんですよね、今まで。つくったら、もうそのままということで。</p> <p>でも、この砂防を見ますと、やっぱりつくるよりも、この浚渫をできれば、すれば時間的に早くリニューアルといったら、ちょっとまた言い方が違うかもしれませんが、ある程度土砂を取り除けることができれば、また機能も回復するんじゃないかと、そういうことも県に言ってもらって、取り組んでもらいたいと思います。建設するとなると、やっぱり簡単には、すぐにはできませんからね。そう思っております。</p> <p>次で、さっき村長がお答えになりましたが、災害復旧事業にあたらぬ人家周辺のがけ崩れとか何カ所もありますよね。この対応はどうなるんでしょうか。</p> <p>これは1枚、上の写真ですね。これ撮っていますけれど、人家の周辺でな</p>

	いがけ崩れ等はどうなるのでしょうか。
議 長	村長
村 長	<p>これは、西福井のところの写真だと思いますけれども。熊谷さんのところのですね、上のところだと思います。こういったところというのはですね、たくさんあります。</p> <p>それで、非常に悩ましいところなんですけれども、やはり民家に対してですね、影響の及ぼすところ、これは当然、先ほど言いました安心・安全の面からもですね、村のほうやがやっついていかなければならないと思っておりますので、このところについても、前向きに考えていきたいと思っております。</p> <p>それともう1つは、この砂防ダムの土砂堆積の件なんですけれども、議員おっしゃいますように、つくったはいいは建設機械も入っていかないような、道路がないということでもありますので、今回、この件については、県のほうにですね、強く言っております。</p> <p>やはり土砂を撤去しないとですね、今、議員言われたように、もうそのまま直結になります。</p> <p>それとやはりこの砂防等で流木等が止まるということは、これはもう当然竹の、あの砂防で実証済みです。</p> <p>そういったことにつきましても、県のほうにはお願いをしておりますので、まずは、やはり私たちが、どう考えているのか、どうやってほしいのか、そういったところ等も含めてですね、県等には今、いろんな形でご提案なり、また協議等をですね、させていただいているところであります。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>人家周辺ではないがけ崩れの場合は、そう早急に取り組むということでもないということですね、人家周辺がまず優先ということですね、その後を考えていくということによろしいですか、優先順位。</p> <p>あと、村でもいくらかの取り組みはやっていくということになるんですか。その人家周辺でないところのがけ崩れの場合は。</p>
議 長	村長
村 長	<p>基本的にはですね、所有者がいますので、そういったところがやはり復旧と言いますか、整備をするというのが基本だと思います。</p> <p>しかしながら、今、私が申し上げたのは、やはり民家周辺というのは危険度があります。したがって、危険度を排除するためにはですね、村としても何らかの処置を行わなければならない、そういった意味でございます。</p> <p>今回、議員ご承知のように、至る所で大きな災害等が出ておりますので、当然、やはりどこを先に急ぐべきか、そういったところも考えて、工事等の発注等を行っていきたいと考えております。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員

9 番	<p>先ほどの砂防に戻りますけれど、確かにこの写真見てですね、砂防があったお蔭で、この土砂が止められたたのではないかと。このまま全部来たなら、もうやっぱり家も相当被害が出たのではないかと、そういうふうに思います。</p> <p>そういうことで、ぜひ、県と検討していただきたいと思います。</p> <p>続きまして、県や役場がですね、被災の箇所をチェックに来ておるんですが、そのまま見たままで、まだ地元の方には何の返答もないというところも上がってきておりますが、チェックした箇所ですね、対応の伝達をですね、ぜひ、被災者の方にお伝えできればと思うんですが。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員ご指摘のことはですね、私も重々思っております。</p> <p>したがって、調査してですね、その後、どうするのかというのが、一番被災されたところとかですね、周辺の方は気になる場所であると思っておりますので、この件につきましてはですね、早急に対応等をしてですね、調査、測量等をやらないとですね、どういったことで、どう直すんだということも、そこまではなかなか話せないと思っておりますけれども、やはり住民の方が安心できるような説明等はですね、やっぱりさせていただかないと、これは、何のための行政かということになりますので、その点はご指摘のとおり、重く受け止めて対処したいと思っております。</p>
議 長	9 番 長澤貞義議員
9 番	<p>見に来てからですね、すぐには返答ができなくても、経過ですね、こういう状況ですということで、経過だけでも説明できておればですね、住民の方も納得すると思っておりますので、よろしくお願いします。</p> <p>次に行きます。</p> <p>④ですね、次に、農地・農業用施設の復旧計画について、お尋ねします。</p> <p>まず、農地等の災害復旧事業について、どのようなスケジュールで行われるのか、お願いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>これもいろいろと、さっきから同じようなことを言っておりますけれども、この農地・農業等の施設の災害等につきましても、これ公共災と同様でございますので、3年ですね、それで長くても4年ということですので、工事の終了をですね、急がなければならないと思っております。</p> <p>特に、やはりこの農地の問題につきましては、来年度どうするのだというような喫緊の課題、それからやっぱり種物の課題とかですね、そういったものもあります。</p> <p>しかしながら、河川に面しているところについてはですね、河川を、まずは復旧しなければならない。それと頭首工があるところにつきましては、河</p>

	<p>川と合わせて頭首工をつくるというような段取りになるかと思しますので、そういった意味では、なかなか早急にということは、努力はしますが、難しいところもあるかと思います。</p> <p>そういった中でもですね、やはり3年で終わらなければならないということであればですね、初年度は20%とか、その次の年、30年度ですか、それにつきましては50%とか、そういった目標は立ててですね、随時その復旧作業等はやっていきたいと思っております。</p> <p>先ほども言いましたように、とにかく河川等の改修に絡むところが多いかと思しますので、その辺りについては、また、早期発注ができるような体制、それから早期の工事ができるような体制、これについては取り組んでいきたいと思っております。</p>
議 長	9 番 長澤貞義議員
9 番	<p>農地等の復旧に対しては、優先順位を決めるのはなかなか難しいことだと思います。それで、被災された農家の方がですね、納得のいく形を示せばいいかなと。</p> <p>なかなかこれは難しいと思いますがけれど、来年田んぼが植えられるようなところは、復旧は簡単だと思いますけれど、鶴地区のですね、河川沿いの、もう全く埋まったところなんかはちょっと、来年でもちょっと難しいという感覚を持っております。そういうふうにはですね、なかなか簡単にはいかないけれど、村には頑張ってくださいと思います。</p> <p>復旧工事の際にはですね、原形復旧ではなく改良復旧ということ、村長は言っておりますけれど、今後の稲作がしやすいようなですね、田んぼの進入の道路ですね、進入路や拡幅や隣接する田を合わせるようなほ場整備等もですね、考えてこれから行うことはできないですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>もう議員ご指摘のとおりですね、何とかそういったことに合わせてですね、やっぱりほ場整備等をやっていきたいと思っておりますが、なかなかですね、やっぱり農地法とかいろんな関係があります。</p> <p>今これは、いろいろと調査をさせていただいております。やはり議員おっしゃるように、これからの農業のことを考えますと、道路等につきましてもですね、これはやはりないと、もう作れないと思えます。</p> <p>したがって、この道路等についてはですね、ちょっと折衝ではありますけれども、これは村のほうで何とかですね、過疎債とかそういったものを使ってでも整備ができるようなことも、今、検討しておりますので、そういった段階になりましたら、また議員の皆さん方のですね、予算等の計上につきましては、ご協力をお願いしたいと思っております。</p>
議 長	9 番 長澤貞義議員

9 番	<p>続きます、国やら県のですね、災害復旧事業に該当しない農地もございますよね。これは対応できない被災の場所ですね、これについてはどういうふうに取り組んでいけますか。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>国等の基準に合うところにつきましては、農地等は0.7%、100万円で7千円ぐらいの負担となります。</p> <p>それ以外、40万以上とかのものはそれに該当するんですが、40万円未満13万円以上につきましては、これは国等の補助はできません。</p> <p>したがってこれは、そうは言っても2.5%の、ですから100万円で2万5千円出せば復旧等ができるというような形になっております。</p> <p>しかしながら、それにも漏れるところは当然出てきますので、そういったところは、考え方をですね、今の基準が150mとかという、そういった範囲あたりがあると思いますけど、できるだけそういったところも活用しながらですね、なんとか補助のほうに乗るようにはしたいと思っております。</p> <p>しかしながら、それでも落ちるところがあると思いますので、それについては、村のほうとしてもですね、やはり40万円未満、13万円以上みたいなところはですね、適用を考えながら、今後は対応していきたいと思っております。</p>
議長	<p>9番 長澤貞義議員</p>
9 番	<p>確かに、ほんといろいろ様々な災害が複合的に発生していますので、本当にわずかな災害でも田んぼに水が入れられないとかいうところもあると思いますので、そういうところをちゃんと視察をして、村としても対応していただきたいと思っております。</p> <p>次に、⑤のですね、家屋の復旧計画について、お尋ねします。</p> <p>公費撤去、解体について、現在進んでいる家屋も見られるんですが、どんなスケジュールで進まれていくのか。また、対象家屋の負担はどのようになるのか、お尋ねします。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>まずはですね、り災証明が出ているところにつきましてはの家屋等が対象になるということでありまして。</p> <p>したがって、村が調査したところによりますと、全壊の家屋が16軒、それから大規模半壊家屋が1軒、それから半壊家屋が4軒の要望があがっております。解体等ですね。</p> <p>それから、これが、空き家がですね、対象にならないんですね。</p> <p>したがって、空き家の撤去等の要望等も受けておるんですけども、空き家が8軒、それから小屋が11軒等の要望があがってきております。</p> <p>先ほども言いましたように、り災証明が出ているところにつきましては、</p>

	<p>公費解体ができますけれども、この空き家等につきましては、り災証明が出ていませんので、出せないですね。</p> <p>したがって、これをどうするのかというのが、今からちょっと大きな問題になるかと思います。</p> <p>これは、やはり所有者の方が原則的には、解体をするというのが原則でありますので、その辺りも含めながらですね、そうは言っても、今住んでおられる民家のすぐ横に、もう空き家が壊れかかっているというような状況等もありますので、非常にこの件が難しいんですけども、検討していきたいと思っております。</p> <p>もし、村の単独でですね、解体撤去等をするというようになりますと、1つはまた、公平中立の問題等もですね、当然税金を使いますので、そういったことも出てきます。</p> <p>そういったところはまた、議会等にもですね、相談をさせていただきながら、この件については、再度皆さん方にご提案等を申し上げたいと思っております。</p>
議 長	9 番 長澤貞義議員
9 番	<p>空き家とか小屋の件ですね、これは所有者が一応片づけるというのが前提でしようけれど、うちの村は美しい村連合に加盟している関係上、そういうのがですね、残っていたら、なかなか美しい村連合の基準が何かあるみたいですので、そういうものに引っかかってくると、またややこしくなるのかなと思っております。</p> <p>将来的に空き家等の対応はですね、村と所有者と検討していただきたいと思えます。でないと、村がやりますということもできないでしょうからですね、これは。</p> <p>その辺はどうですか。所有者と村が、やっぱりどうか対応するべきことだろうと思うんですが、村長はどう思いますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど申しましたように、やっぱり個人の所有物については、公的には手は出せないというのは大原則であります。</p> <p>しかしながら、仮に村のほうがですね、壊してくださいと言いましても、村外に出ている所有者の方はですね、実質的には、私が推測するに至ってはですね、そこにあっても困らないですよ。</p> <p>ですから、村が壊してくださいと言っても、これはただでできませんので、お金がやっぱりかかりますので、そういったところは、もうしないということになるかと思います。</p> <p>当然、今までもそのような形で駆逐して、倒れた住宅というのは、村内でも何カ所かあるかと思えます。</p>

	<p>そういったところを再度ですね、やっぱり議会等も相談をしながら、当然やっぱり公平中立とかですね、そういったところがありますので、この辺りの整理が一番公的資金を使うについては、難しいのではないかと考えております。</p>
議 長	9 番 長澤貞義議員
9 番	<p>なかなか個人の所有物は、簡単には村がやれないということですので、これはしょうがないと思います。</p> <p>公費撤去・解体で、全壊と大規模と半壊で、所有者の負担率というのは分かかりますかね。</p>
議 長	村長
村 長	<p>全壊の、ただ今言いました16軒についてはですね、これは公費負担できます。</p> <p>しかし、半壊等になりますとですね、これはまた公費を使ってやらなければならないところもありますので、これはまだちょっと詰めきっておりません。</p> <p>どこまで公費負担するのかですね、ちょっとまだ詰めきってはおれないということですよ。</p>
議 長	9 番 長澤貞義議員
9 番	<p>⑥のですね、商工業者の復旧計画について、お尋ねしたいと思います。</p> <p>被災された商工業者が何軒もありますけれど、小石原地区はもう食堂に至ってはもうすぐ廃業という結論を出したところもありますが。</p> <p>私も事業をしておるところでございまして、被災をしましたけれど、これはもう国の融資制度を利用するしか、今のところ私たちは思いつかないんですね。補償協会を通して借りるとかいう、そういう制度しか利用はないんですが。</p> <p>村としてですね、商工業者等へのサポートというのはどういう、何かできることはあるんでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>商工業につきましてはですね、商工会のほうがたいへんご尽力をされているということなんでございますけれども、当事者からの話を聞きますと、非常にですね、やはりその補助あたりがないと。経済産業省等も調査に来てくれたということではございますけれども、全く想像以下ですね、補助金と言いますか、しかないというような話を受けております。</p> <p>これにつきまして、じゃあ村がどうするのかというのは、当然あると思えますけれども、どこまでするのかというのが、1つありますですよ。</p> <p>例えば1億円近い機械整備等があるとしますと、そういったところに、じゃあ村がどこまで支援をするのというようなこともありますし、これはちょ</p>

	<p>つと村のほうもですね、非常にこれについても苦慮しております。</p> <p>今、商工会議所のほうもですね、国等には、朝倉の商工会それから朝倉のもう1つ、商工何とかというのと東峰村の商工会、先生方にもお願いをしているということでございますけれども、それだけ逆に言うと、非常に厳しい環境にあるということです。</p> <p>ですから、農地とかですね、そういったところとは、ちょっと随分、私も改めて感じたんですけれども、随分やっぱり違うなというような気がしております。</p> <p>村としましてはですね、やはり村の人を雇用している事業所でもありますし、なんとかして支援等はですね、行っていきたいと考えております。</p> <p>熊本大震災のときにはですね、グループでの補助というのがあったということなんですね。しかしながら、東峰村におきましては、そのグループなんかというのはありませんので、その辺りについて、個人ですね、個社、個人の会社ということなんですから、そういったところについてもですね、最大限の支援等をお願いしたいということにつきましては、先生方も含めてですね、要望等はしております。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>グループ等であれば補助の対象になり得るということでしょうかね。</p> <p>組合とか、早く言えば小石原では陶器組合とかですね、そういう組合等に対しては、出せるんでしょうか。グループと言えば。</p>
議 長	村長
村 長	<p>長澤議員の言っているように、例えば陶器組合が約50軒ありますよ。それがグループですよ、という解釈じゃなさそうなんです。1社があつて、それに下請けとか、なんとかのグループみたいな感じだということは報告を受けておりますので、そういった考えですと、まず、この本村においてはですね、該当するのは非常に難しいかなと思っております。</p> <p>したがいまして、先ほど言いましたように、個々の会社であっても、そういったことをお願いしたいという要望等をですね、行っているというところでもあります。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>猿喰地区ですね、の金型さんのところにしても相当の被害が出たわけでございますが、やっぱり個人で、また新たに借入れを起こしてということをするね、大変な苦勞をしたいと思います。</p> <p>そういうわけで、商工業者の被害に対しましては、融資、簡単にできるというのは、もう本当に融資ですね、それしかちょっとできないと思います。</p> <p>村としては、ちょっと簡単には手立てというか、まだ今のところはないということですよ、商工業者に対してはですね。</p>

議 長	村長
村 長	<p>私もちょっと経産省のほうにお聞きしたんですけれども、設備投資あたりをですね、するところについては、随分大きな融資があるんですよ。</p> <p>しかし、今回みたいな災害に遭いましたとか、そういったところについては、もう非常にびっくりするぐらい、150万とか、そういった、ちょっと数字的にはそのぐらいの数字なんですけど、そういった形なんですよ。</p> <p>したがって、もう一度申しますと、こういう会社を作って、こういう機械を入れて、どうするということになりますと、その融資については5割、6割ぐらいの補助金があるんですけれども、今回みたいなところについては、もう非常にですね、ちょっと言葉は悪いんですけれども、雀の涙みたいな形だというのが、今、私が得ている情報であります。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>あまり時間が少なくなってきましたので、仮設住宅に入られている方たちへのサポートですね、村としての。</p> <p>生活面や住環境が変わって、たいへんご苦勞されていると思います。役場や支援団体との連絡体制やサポート体制がどのように、被災者の方に取られているのか、お尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今、入居されている方への精神的なサポートとか生活面のサポートとか、大きく分けると、この2つあたりがあるのかなと思います。</p> <p>やはりこの応急仮設住宅というのは、2年間でしか住めません。そういった中で、2年後はですね、やはり自立をした生活を始めなければならないということでもあります。</p> <p>しかしながら、現実的に被災をされて、全壊をされた方が、また多大な資金を投じてですね、住宅を建設するのか、しないのかということがありますけれども、なかなかできない人等もおられるのではないかと考えております。</p> <p>そういった中で、復興住宅という制度があるんですけれども、このまた制度がですね、非常に規模が大きくないとなかなか適用ができないところありますので、今回本村については、この件ちょっと、今、県等にも若干お聞きしているんですが、なかなか難しいのではないかと考えております。</p> <p>それともう1点は、やはり今、応急仮設住宅には、各集落から入られている方がおられます。そういったところでの、今までの付き合いと言いますかね、生業あたりをどうやっていくのかとか、集落に戻りたいという話は聞いていますけれども、ここのまたそういったところは、お家を建てるということではできませんので、どうしても村営住宅等ですね、ああいう形での住宅の手当、そういったところしかないのかなと考えております。</p>

	<p>しかし、そういった住宅を建設するにあたりまして、土石流マップってご存じですよ、そこで赤とかですね、黄色い線に入っておりますと、またそこでも建設をできませんので、そうしますと、大字小石原についてはですね、盆地でありまして平野部が多いんで、意外と建てられるのかなと思いますけど、こと鼓からですね、宝珠山地区におきましては、なかなかそういった建設する場所等もですね、考えなければ難しいといったところがあります。</p> <p>基本的には2年ですから、今年度中あたりで大体の意向調査をやって、来年度は土地の確保、当然田んぼ等になっているでしょうから、農地法の解除の関係とかですね、それと建設で再来年の7月に入れるというようになりますと、非常に時間的な余裕もありませんので、そういったところは鋭意工程表を立てながらですね、進んでいきたいと思っております。</p> <p>また、じゃあ村からのサポートはどうなんだということでもありますけれども、今、義援金等ですね、配分等を2、3日前にですね、委員会のほうで、これはまた県等の事例に基づいて、基準ですか、基準に基づいて、一応算出をさせていただいたところでありまして、近日中には、被災された方には、そういった義援金等を、全額ではありませんけれども、お支払いをすることができるかと思っております。</p> <p>やはり何と言いましても、自助、共助等のところをお願いをしなければならぬのかなとは思っております。</p> <p>もう1つは、入居者の人たちにもですね、やっぱり独居老人と、そういった人たちがいますので、その人たちのケア等についてはですね、今、週3回程度ですね、社協も含めて行っているということですので、このところにつきましても、やはりいろんな相談等も受けながら、やはり村としては対応していきたいと考えております。</p>
議 長	9 番 長澤貞義議員
9 番	<p>今、ケアですね、心のケアというのも大事だと思います。仮設住宅に入られている方々、それから、被災をされた住民の方々ですね、こういう方たちの心のケアのサポートですね、やっぱり落ち込む方もおられますと思いますので、そういった心のケアとかいうのは、取り組むような必要があると思いますが、いかがですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今ではですね、今のところそういった、私も何回か、ときどき行くんですけども、皆さん木造の仮設住宅だということで、私としては喜んでいただいていると思っております。</p> <p>そういった中でも、今、議員おっしゃいますように、やはり心のケアはですね、やっぱり全壊とかそういった状態の中で、それは通常の人との考え方</p>

	<p>とは違うと思います。</p> <p>したがって先ほど言いましたように、社協も含めてですね、週3回ほどの訪問をしておりますので、そういった中で職員も含めてですね、そういった悩み事相談とか、そういったものはやっぱり聞かせていただいて、問題解決等にはですね、少しでも寄与できればと考えております。</p>
議 長	9 番 長澤貞義議員
9 番	社協はそういうことで対応しているということでしょうね。専門家という形では、まだ入っていないという形なんでしょうね。
議 長	村長
村 長	そのところにつきましても、専門家はですね、一応考えておまして、心のケアの相談窓口、そういったところで、早期開設に向けてですね、北筑後保健福祉環境事務所、それとか精神保健福祉センター等と協議を行っているところであります。
議 長	9 番 長澤貞義議員 最後の質問にしてください。
9 番	はい。 心のケアまで行きましたので、子どもたちですね、の今回の災害で大きな影響があったのではないかと思います、乳幼児や小中学生への心のサポート体制はどうなっているのでしょうか。
議 長	教育長
教 育 長	<p>小中学校の部分で、私のほうからお答えさせていただきます。</p> <p>まず、学級が始まってですね、今、元気に登校しているところなんですけど、日常的にですね、担任を中心に健康観察とか様子を観察して、全職員で共有して子どもたちにあたると、そういう態勢を取っております。</p> <p>そして保健室にですね、非常に体の不調を訴えたりとかいうことが、一番行きやすいところでございますので、今、保健の養護教諭が1名今までおりました。</p> <p>それで県のほうにお願いをしてですね、今、講師をいただいておりますので、2名体制で保健室を運営していくと。その中で、ちょっと体の不調とか心の不安を訴えた子をですね、ケアをしているということをしております。</p> <p>それとスクールカウンセラーが週に1回、4時間程度なんですけど来ていただいておりますので、そちらのほうにですね、ちょっと気になる子とか心配な子においては、カウンセラーのほうに相談をしてもらおうということをやっていると思っています。</p> <p>それと家庭のほうもですね、非常に、先ほど出ましたけど、不安的な要素を抱えていることもありますので、スクールソーシャルワーカー、こちらも1名ですね、来ていただくようにしております。</p>

	<p>そういうスクールソーシャルワーカーとかカウンセラーとか、また職員、そういうところで全部で見守りながらですね、気になる子においては早期な対応をしていきたいというふうに思っているところです。</p> <p>それと月に1回ですね、生活アンケートを取っております。この中で「心配事はないですか」とか、いろいろな項目はあるんですけど、そういう中にちょっと書かれていることがあればですね、そういうところからまた、子どもたちのケアをしていきたいというふうに考えています。</p>
議 長	<p>9 番 長澤貞義議員</p> <p>しめてください。</p>
9 番	<p>子どもたちの心のケアはスクールカウンセラー等を通してですね、大体ケアができていないのかなと感じたところではございます。</p> <p>これからもですね、子どもたちの心のケアに十分気を配っていただきまして、これからも続く復興に対しまして、村民全員の心のケアもぜひ取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>これをもちまして、私の質問を終わります。</p>
休 憩	
議 長	<p>14時15分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(14時05分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(14時15分)</p>
議 長	<p>8 番 佐々木紀嘉議員の質問を許可します。</p> <p>8 番 佐々木紀嘉議員</p>
8 番	<p>今回の一般質問につきましては、代表質問形式をとっておりますので、その点につきましても、執行部のほうに、答弁よろしく願いをしておきます。</p> <p>まず、質問の前に、私からもお亡くなりになりました方にはご冥福を祈り、被災をされました方にはお見舞いを申し上げたいと思います。</p> <p>さて、通告に従いまして、順次質問をいたします。</p> <p>まず、村内の被害状況ですが、家屋、農地、道路、河川、橋梁、それから土砂災害等についての詳細を尋ねます。</p> <p>また、家屋の被害については、村が発行しておりますり災証明によって、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊に分類され、数字で把握がなされておりますが、り災証明にない床下浸水を含めた被害件数の詳細について、尋ねたいと思います。</p>
議 長	<p>村長</p>
村 長	<p>議員のご質問でございますけれども、お手元に別紙のほうでお配りをさせ</p>

	<p>ていただいておりますけれども、家屋等のほうは2ページ目になるかと思いますが、全壊が25軒、一番右側のほうですね。それから、大規模半壊が8軒、それから半壊が30軒、一部損壊が87軒ということで、全部を合わせますと150軒等の災害家屋等の被災があるということでもあります。</p> <p>また、農地につきましては、1ページ目の1,300筆、それから水路におきましては269カ所、農道につきましては3カ所、頭首工、井堰、井ぜです、が18基、ため池が1基、鳥獣害等の防護柵が4,920mということになっております。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>ただ今村長のほうから、答弁と言いますか、被害状況の報告がありました。このいただいた全体で、150軒の中で、一部損壊87軒ですね、これについては、床下浸水も入った数字かどうかは私も把握しておりませんが、とにかく今回の水害については、り災証明であるような半壊それから一部損壊、それからり災証明にない床下浸水等があるみたいですので、そういうものの数字等も、また後できちんと私も把握をしたいなというふうに思っております。</p> <p>この全体的な150軒が、もう床下まで入った数字かどうかは確認できますか。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	<p>お答えをさせていただきたいと思います。</p> <p>床下浸水とですね、床上浸水の半壊にならない被災家屋につきましては、この一部損壊家屋ということで、申請があった方はこちらのほうに入れております。</p> <p>あくまでこれは家屋ですので、あと小屋とかはですね、被災証明のという形で発行をさせていただいております。以上です。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>ただ今被害状況については、村長並びに担当課長のほうから説明がありましたので、次ですね、り災証明の発行状況と被害の判定基準について、尋ねたいと思います。</p> <p>さっきの家屋の被害状況のところ、数字的なものは、もう報告がありましたが、村内のり災証明の発行状況についても、ただ今担当課長のほうから説明、それから答弁がありましたので、分類ごとの報告については、もう私の質問から省きたいと思いますが、これは担当課長の質問になるんですが、り災証明について、再度尋ねたいのは、一度発行された被害区分は、再度の被害、台風とかいろんな状況によって、また、その家屋の状況が変化したときは、変わることがあるかどうか、尋ねたいと思います。</p>
議長	住民税務課長

住民税務課 長	<p>ちょっと先ほどですね、県のほうに確認をさせていただきました。</p> <p>今いただいている回答の中では、基本的には個々の被害で判定をすることになるということで、例えば今回の7月の豪雨で一度今判定をさせていただいております。</p> <p>この後、例えば今台風がですね、こちらのほうに向かって来ておりますが、例えばその台風で、また被害を被ってしまった場合と、もしそういうことがありましたら、基本的には別々という判定ではございます。</p> <p>ところが、一連の被害としてみなすと。例えば、この2カ月間の間に補修なりが間に合わず、まだできてなかったと。一切復旧のほうに手がかけられなかったと、そういった場合は一連の被害として判定を、その7月のときの判定から、もし今回台風とかで被害を受けられた場合、その時点での総合的な判断でということになるかという、それはですね、県のほうから、今回回答をいただいている分で、もしそういう事情になった場合はですね、再度県のほうにお伺いして、正式には、どういうふうな形で判定を行うかというのは、その個別の判断というふうな形にはなってくるかと思われまます。以上です。</p>
議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>次に、被害の判定基準について、尋ねたいと思います。</p> <p>この判定は、災害に遭った方が、非常に今後の生活再建に重大な影響を与える区分でもあります。この後の、私の質問項目にあります被災者生活再建支援者制度についても、条件があるからであります。</p> <p>この被害に遭った方のり災証明については、被災者が申告によって、役場が現地に赴き調査をしたということであろうと思います。</p> <p>その被害調査の判定基準について、どのような判定基準で調査をするのか、尋ねたいと思います。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課 長	<p>まず、被害の判定基準についてですが、この被害の判定については、被害家屋の損害割合が、50%以上が全壊、40%以上50%未満が大規模半壊、20%以上40%未満が半壊、20%未満が一部損壊ということで判定を行っております。</p> <p>基本的にはこのパーセンテージによるんですけども、その基準につきましては、当然現地調査に行くわけですが、まず、全体的な家屋の状態、それから屋根や柱、内壁、それぞれの部材ごとのですね、損傷割合、こういったものをですね、内閣府が作成しております被害認定基準運用指針、これに基づきます判定シート、チェックシートでございますけれども、これを基にですね、統一した形での判定を行わさせていただいたところです。</p>
議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	判定基準については、今答弁がありましたので、聞いておくということに

	<p>したいと思います。またこの後に、被災者の生活再建支援制度の問題のところで、こういうふうな問題が出てまいりますので、また、そのときでも質問をしたいというふうに思っています。</p> <p>次に、仮設住宅の入居状態について、尋ねたいと思います。</p> <p>先ほど同僚議員からも仮設状況の、心のケア、いろんな問題等は出ておりました。</p> <p>私のほうは、まずこの木造の仮設住宅が、今、旧宝珠山小学校の校庭に、現在17戸建設をされております。あと5戸の追加建設がなされ、全部で22戸の仮設住宅になるというふうに聞いております。</p> <p>先ほどの被災の数字を聞きました。全壊家屋は25、大規模半壊8戸、その他に半壊などいろいろありますが、そういうふうな村内の被害状況を聞いており、住宅の入居状況を心配をしております。</p> <p>また、この仮設住宅に入っていない、村内、村外等の、何と言いますか、みなし仮設住宅に入居を決めた被災者等もおろうと思っておりますので、この災害に遭った被災者の入居状況について、尋ねたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>まず、8月16日にですね、17戸の引き渡しが終わっておりまして、あとの追加分の5戸につきましては、9月の16日に引き渡しを行いたいと思っております。仮設住宅の希望者全員が、これで入居できるということになります。</p> <p>また、先ほどのご質問の件なんです、全壊が25戸中12戸の方が仮設住宅に入られております。1戸がみなし住宅、それから大規模半壊8戸の中で4戸が仮設住宅、1戸がみなし住宅、1戸が村営の住宅、半壊30戸の中で4戸が仮設住宅、1戸が村営住宅、1戸は村外の県営住宅であります。</p> <p>したがって、みなし住宅につきましては、2戸がみなし住宅、村営住宅が2戸、県営住宅が1戸という形になっております。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>被災をされて、皆さん方はどんなふうな状況に、今あるのかなというふうな思いの中で、この質問をさせていただきました。</p> <p>仮設住宅なりみなし住宅なり、いろんなところに入られた方はよろしいんですが、やはり被災された住宅の中で息もできないような、そういう方がいらっしゃるのではないかなという思いの中で、この質問なんです、何とか対応ができていないんじゃないかなと思っております。</p> <p>この仮設住宅についても、この後の住宅問題について、私のほうから村長に再度質問をさせていただきますが、先ほど同僚議員からもありましたように、こういうふうな仮設住宅ですね、立派な仮設住宅が建てられておりますが、やはり慣れない、自分の持ってくる物が、なかなか仮設の中には持ち込</p>

めない。いろんな条件があつて、やはりその仮設の中に入居する方、やはりいろんな問題で、あとで心が痛むことがあるんじゃないかなというふうな心配はしております。

ですが、先ほどの答弁の中で、村長、週3回独居老人に訪問をしていると。これは独居老人だけでは、ひょっとしたらないかもしれないんですが、一応そういうような訪問はあっているということです。

それと、心のケアということも出ましたので、それともう1つは食事の問題もやっぱりあるのかなと。もう仮設の住宅に入ってしまうと、自分で自炊ということで、何名の方、食事は大丈夫ですかと聞いたら、「なんとか食べやおるけど」という答え等も出ておりました。

やはりそういう方等についても、私たちも仮設の住宅に出向いて、安否は確認しながら、話もしていきたいなど、このように思っております。

次の、災害公営住宅の考えということについて、質問をさせていただきます。

この仮設の入居状況については、先ほど尋ねましたので、もう十分理解をいたしました。この仮設住宅の中には、先ほど村長も言いましたように、高齢者の方、いろんな方が入居されておりますが、やはり入居者の方に話を聞けば、住宅新築は難しいと、厳しいという声も聞いております。

仮設には、先ほど村長言いましたように、2年間、もしかすると3年間というふうな災害後入居ができるかもしれませんが、やはりその後の心配をするわけですね。自分の住宅はない、じゃあ2年間、3年間終わったときに、どこに行こうかというふうな心配が、やっぱり入居者のほうについてはあります。

地域によってはほとんどの家が被害に遭って、その地域には住めないというような地区もあり、先ほど村長が言いましたように、本来は自分の地域に住むのが一番その方にとっては、うれしい、安心できるというふうなことなんですが、やはり住宅制限、土砂災害警戒区域には住宅が建てられないというふうな一つの問題があつて、非常に地元に戻るのは難しいかもしれないと、いうふうな現状ではありますが、やはり被災された方がこの村に、今後安心して住むことのできる、災害公営住宅の建設ができないかなというふうに思っております。

先ほど村長の答弁の中で、復興住宅の関係の話が少しありました。なかなか厳しいが復興住宅と。

ですが、私もやはりこの被災者の方が、これから自分の身の振り方が安心できるような、村営の災害公営住宅ができないかというふうに思っております。

まだ災害があつて聞かないですが、先ほど言われたように、もう2年しか

	<p>ない、あるいは3年しかない。そうすれば、早くその考え方をまとめなければ、仮設に入った方は、自分たちの最後はどうなるんだろうかと、というような心配がいつもつきまとうということだろうと思っていますので、村長に、災害公営住宅の関係について、尋ねたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>やはり議員のおっしゃるとおりですね、応急仮設住宅に入っておられる人たちも、今後どうなるんだろうというのが、一番不安なところだと思っています。</p> <p>やはり安心できる場所をですね、村としても手当を、それはしていかなければならないと考えております。</p> <p>そういった中で、先ほど長澤議員の質問にも答えましたように、まずは意向調査をやりまして、今年度中には意向調査をやりたいと思っています。</p> <p>どれだけの希望者があるのかですね、まずそれをつかみませんと、住宅を建設すべき宅地の大きさ、そういった等も算出をできませんので、まずそれをやって、来年度には候補地を大体絞り込んでですね、来年度当初にはもうそういったところまで行って、それから農地法、それから敷地造成、そして建設という形で、これは2年後には、確実に皆さん方にご入居できるような形は整えたいと思っています。</p> <p>先ほどから言っておりますように、やはり自分の住み慣れた集落が一番ベターだとは思っておりますけれども、なかなかそういったところが叶えられない地域等もございますので、そういった意味では、また、その復興住宅と言いますか、そちらのほうに入った中でもいろんなご苦労をされるんじゃないかと思っておりますけれども、できるだけ村としてもそういった要望等を取り入れながら、皆さんが安心・安全な暮らしができるような場所の提供というのは、行っていきたいと思っています。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>この公営住宅については、村長に要望しておきたいと思います。</p> <p>次に、被災者生活再建支援制度について、尋ねたいと思います。</p> <p>この被災者生活再建支援制度は、名前だけ見ると、題目だけ見ると、被災者全員が何らかの生活再建の救済があるように見られますが、この要件に該当するのは、全壊と大規模半壊の判定区分の方だけであります。り災証明にこの判定がなければ、該当しない制度であります。</p> <p>この被災者生活再建支援制度について、担当課長に、この制度の内容について、簡単に結構ですので、尋ねたいと思います。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>概要について、ご説明を差し上げたいと思います。</p> <p>災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた</p>

	<p>世帯に対しまして、申請によりましてですね、被災者生活再建支援法人より支援金が支払われるというものです。</p> <p>その概要につきましてですが、先ほど議員さんがおっしゃいました全壊世帯、それから大規模半壊世帯、それからですね、もう1つ半壊家屋または大規模半壊家屋を解体された世帯には、基礎支援金が支払われるようになります。</p> <p>また、その上でですね、加算支援金といたしまして、住宅を建設、購入、補修する場合はですね、その住宅の再建方法に応じて、加算支援金が支払われるという制度になっております。概略は、そういうことでございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>8 番 佐々木紀嘉議員</p>
<p>8 番</p>	<p>この被災者生活再建支援制度ですから、これについては、一般的な生活なんですけど、先ほど同僚議員が言いましたように、いろんな被災によって事業は断念しなければいけない、そういうもの等々あります。この現状は。</p> <p>しかしながら、この災害法の中で、この生活再建支援制度というのがかなり厳しいと、これはもう国からの制度ですから、なかなか難しいこの制度についての、いろんな考え方はあるわけですが、極端に言えばですね、大規模半壊と半壊の差は、今先ほど課長が言いましたように、40%から40%未満ですから、わずか1%によって半壊と区分された被災者、それから大規模半壊ということで区分された方には、全然支援の方法が変わってくるということなんですね。</p> <p>一般的には半壊者の方は57万4千円、大規模半壊になりますと150万ないし200万、そういうような数字があります。それはもちろん被災をしているわけですから、なかなかその数字的なもので、応急的なものがどうかというのはいろいろあります。</p> <p>しかしながら、これが前の年の熊本地震のときにも、やはりこういう問題が叫ばれているんですね。</p> <p>損壊と損害というのがあるんですけど、このり災証明の判定区分には、損壊割合なのか損害割合なのか、確か二通りの判定方法があるんじゃないかなというふうに思っております。</p> <p>損壊というのは、もちろん地震等であればグラグラっときて、かなりの家が壊れるというような状態なんですけど、今度の水害みたいなやつは、損壊ではなかなか判定がしづらいというのが、現実的なものではなからうかと思っています。</p> <p>損害というのは、やはりその家が被った被害が、じゃあどれだけあるのか。これは先ほど担当課長が言いましたように、1つ1つの項目で、柱、梁、床下、いろんなもの等の損害割合を出して、40%以上なら大規模半壊、40%以下なら半壊というふうな区分の制度らしいですが、やはりこの熊本地震で</p>

	<p>も、8割近くの自治体は、この判定について、改善を求めたいというのが、毎日新聞のほうに出ておりました。</p> <p>被災者が修理費用に重くのしかかるケースは、いろいろとケース的にはありますが、やはりその区分1つによって、支援の関係が変わるということは、この制度によっていろいろ、そういうふうな問題点があるということを、申し上げておきたいなというふうに思います。</p> <p>これは、質問を求めませんので、次の被災者の公的支援について、質問をしたいと思います。</p> <p>次に、被災者への公的支援についてということで、質問をいたします。</p> <p>今度の北部九州豪雨によって、被災者にはいろんな支援の方法を記載をした冊子が配布をされておりますが、住宅、農地、農機、義援金、税金の減免など、こういうものについての公的支援はどのようになっているのか、お尋ねをします。</p> <p>ただ、農地の関係は、先ほど出ましたように、激震地災害になれば100万で7千円でいいんだと。そうでなければ2.5%の2万5千円ということが出ましたので、これについては、もう省きたいと思います。</p> <p>それから住宅についても、これについては、またそういうふうな支援の制度が今報告されましたので、省きたいと思います。</p> <p>農機、義援金、それから税金の減免について、これはどのような公的支援なのか、尋ねたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>住民税務課長</p>
<p>住民税務課長</p>	<p>まず、公的支援ということで、義援金のほうから答弁をさせていただきたいと思います。</p> <p>今回の豪雨を受けまして、先日、9月11日の日に、村の義援金配分委員会というのを開かせていただきました。こちらのほうには議長さんにも入っていただいております、その中でですね、今、案という段階というか、今、ちょっとまだ決裁等を貰っておりませんが、この配分対象ですけれども、村に寄せられている、いただいている義援金の総額が、約1億6,000万円ほどいただいております。</p> <p>今回の配分につきましては40%弱、大体6,000万ぐらいですね、を配分させていただこうという、その配分委員会の中で決めさせていただきました。</p> <p>その配分比といたしましては、これはもう報道でもあっておりますが、福岡県のほうが東峰村のほうに4,300万円ほどの義援金をいただいております。福岡県から。</p> <p>この配分方法に基づきましてですね、1回目、第1次配分といたしまして、今回配分をさせていただこうというふうに決定を、委員会の中ではしていた</p>

	<p>だいております。</p> <p>まず人的被害に関しまして、死亡された方、それから重傷を負われた方、これは3カ月以上、それから3カ月以下ということになりますが、まず死亡された方に、配分比といたしましては10、それから重傷者の方、3カ月以上の治療を要する方につきましては5、それから1カ月以上3カ月未満の方、重症の方には3、これはあくまで配分比率を申し上げております。住家被害につきましては、住家の全壊世帯、1世帯につき10の配分比です。それから、住家の大規模半壊、半壊世帯に5の配分比、それから一部損壊世帯に1、それから被災証明書を取得された方、例えば小屋とかですね、附属するものを取得された方に、同じく1ということで、この被災証明書につきましては、今回の第1次配分についてはですね、母屋のほうに被災を受けられた方はそちらのほうの配分比で、今回はちょっと附属するものも一緒に被災を受けられておりましたが、今回はとりあえずその大きなほうですね、大きな被災を受けられたほうの配分比でいかせていただきたいということで、させていただきます。</p> <p>あとで資料はお配りしたいと思いますので、金額等はそちらのほうに載せておりますので、ご確認をいただければと思います。</p> <p>それからもう1点、村民税、固定資産税の減免の件ですけれども、先ほど条例改正の中でご提案をさせていただきましたが、そのとおりでございます。</p> <p>一応、こちらの要綱につきましては、まだ案の段階ではございますが、近隣自治体の状況なりを踏まえましてですね、ほぼ同様の形で要綱は制定をさせていただきますと思っております。</p> <p>義援金と税の公的支援ということで、この2点については、以上のとおりでございます。</p>
議 長	村長
村 長	農機具に対してはですね、国、県合わせて10分の5です。今のところですね。2分の1ということになっております。
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>聞きたかったのは、どういう種類を該当させたのかということなんですが。</p> <p>調査と被災証明のための申告はしました。その中で、いろんな自分が持っている農機等について、申告を今、皆さん方やっていると思うんですが。</p> <p>じゃあ、この10分の5の関係ですね、これについては、どういうふうな農機が該当するのか、これはまだ聞いてはいないと思っておりますので、もし分かれば、報告願いたいと思います。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課	この件につきましては、補正予算の説明の中でも申し上げましたように、

長	説明は受けておりますが、まだ要綱が示されていないということで、確定したものではありませんが、説明会で伺った内容からいきますとですね、県の指定する機種の中では、本村で該当する機械を読みますと、田植え機、トラクター、コンバイン、業務用予冷庫、それから動力噴霧器、管理機、今、被災証明願いで出ている機械の中では、以上の機種が該当することになります。
議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>まだ要綱が出てないということでしょうけど、やはり農家の方は近隣の農機具屋さん等で修理はしてあります。そういう中で、情報的なものがやっぱりどうしても入って来るわけですね。朝倉市はこうだろう、というふうな話も出ております。</p> <p>ですから、そういうところで、なんで東峰村はそうなったのかというふうなことになる、また、同じような並びになると思うんですけど、それがならない場合は、やっぱりそういうことがあるのかなと。</p> <p>ですから、熊本地震のときは90%の、確か補助の関係は出たと思うんですが、今、現在では10分の5ですから、半分。それがどこまでどんなふうに積み上げられていくのかということだろうと思います。しかし、まだそれも決まってないということで、抱えている農家の方は、農機具屋さんから、こんなになるんじゃないですかとか、朝倉ではこんな話がありますよというふうな、情報的なものは耳にたくさん入ってきておりますので、そういうことも含めてですね、なるべく早めということではできませんが、向こうから出てくる要綱ですから。</p> <p>ただ、やっぱりどうしても農家を比較すれば、確かに大きな農家はいろんな大きな農業機械で、農家所得も大きいということになるわけですが、やはりこここの小さな零細農家と言いますか、小さな農家のほうは、田んぼだって3反未満でも農機具を買って、やっぱりやっていると。</p> <p>その中で自分が使っている、例えば草刈り機でもなんでも水に浸かった、もうだめだったとか、そういう問題等は、本当はあるわけですね。</p> <p>ですから、そういうもの等について、どうせろ、こうせろというのは、なかなかこういうふうな大きな災害のときには声が出しづらいわけですが、やはり農業振興上は、またこういう問題等もどうするのかというふうなことだろうと思います。</p> <p>やはり被災をしますと、住宅の修理から農機の修理から、何の修理からで、いろんなものがやっぱりかさんでまいります。どうしても生活再建をするためには、こういうふうな諸々等が、今、先ほど私も聞きましたような公的支援の中で、少しでも軽減できれば、また、早い復興、復旧もできるんじゃないかな、というふうに思っております。</p>

	<p>また、この農機関係等も決まりましたら、私たちが情報としてきちんと農家の方に情報伝達をしたいというふうに思っております。</p> <p>次に行きたいと思います。</p> <p>農地、農道、用水等の早期復旧工事について、ということで質問したいと思います。</p> <p>まず、最初に担当課長に尋ねたいんですが、先ほど村長も言いましたように、どうしても査定ができなければ、今度は工事に入るわけにはいきませんので、現在、どれだけの査定の準備と言いますか、復旧事業計画書等の作成の進捗状況ということになるわけですが。</p> <p>今年度から机上査定等もできるんじゃないだろうかというふうな、インターネット等ですが、見ておりますので、その進捗状況について、担当課長、分かる範囲で尋ねたいと思います。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>農地の関係につきましてはですね、箇所数を最初に申し上げたとおりでございます。被災証明と言いますか、被害届のほうは村のほうに出された分について、概ね全箇所の現地確認を終了したところでございます。</p> <p>その後にコンサルのほうで調査測量を行っていくわけですが、これが村長の説明でもありましたとおり、150mという範囲内で収まれば1つの工区としてみなしていくと、そういった振り分けがですね、まだできていない状況でございます。</p> <p>その作業が終わるのが、やはり10月ないし11月ぐらいまでかかるものと思っておりますので、査定は年内、12月28日まで行われますので、それまでには何とか間に合うように、全箇所受けれるように持っていきたいと思っております。以上です。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>調査は全部終了したということですね。</p> <p>西日本新聞のほうにも、朝倉市が、なかなか査定が進んでいないというような新聞報道もあっておりました。</p> <p>そういう中で1,300筆等の、そういうふうな調査が大体終わったということですから、なるだけ早い今度は復旧ということになるわけですが、これについては入札の関係ですので、副村長のほうにお尋ねをいたしますが、今回の災害は、前回の平成24年の災害と対比をしてみますと、とてつもない大きな災害だというふうに思っております。</p> <p>平成24年の災害では、村の災害復興予算は、確か前の村長は4億円で云々ということは、チラシ等で出ておりましたので、4億円強であったのかと思っております。</p> <p>今回の復興予算は、今回の、今出ています補正だけでも18億というふう</p>

	<p>な数字であります。</p> <p>農業関係の被災を24年と対比をしてみますと、今回の農地につきましては、現在で1,300筆の数字が上がっております。24年では、工事箇所ですが、81カ所でありました。これは、1,300筆は、今現在の出てきた筆数ですから、この工事箇所の81と同じ数字ではありませんが、しかし、1,300筆、大きな数字が出てまいっております。相当な工事箇所になるだろうなというふうに予測をしております。</p> <p>また、水路につきましても、今回269カ所、前回24年では32カ所、それから頭首工は今回18基、24年度は12基、この他に農道、ため池、それから防護柵などが、今度の水害によって被害が出てきております。非常に甚大な被害であります。この農地などを早期に復旧することを農家も望んでおります。</p> <p>3年も米を作らなければ、もう農業はできんごんなるばいと、いうふうな声も聞きます。村長も、米だけはなんとか助けようということで、もう本当に応急的な用水の関係をやってもらいました。</p> <p>せっかく今度は、その米が秋口には実ってくるわけですが、来年のことを考えると、その用水の水の管理ができなかったところについては、まだ田んぼができないのかなと。</p> <p>先ほど村長の答弁にもありましたように、河川のほうについては、河川が優先するということならば、河川のほうの田んぼについては、いつなのかと。3年なのか、4年なのか、5年なのかという心配があって、じゃあ農家のほうも、河川側の田んぼについてはいつできるのか、予想がつかないというふうなことだろうと思います。</p> <p>そういうふうな大きな災害ですが、この災害に対して、地元の建設業者の活用は、もう絶対、もちろんですが、やはりこの災害の大きさを考えると、やはり他の市町村の業者も確保して、早期な農業が再開できるように図るべきではないかなというふうに私思います。</p> <p>1日も早い復興によって、この災害から立ち直る希望が湧いてくると思います。復興なくして希望は湧きません。騒然としたあの7月5日、6日から1日も早く立ち直るためにも、地元業者とそれから他市町村の業者を活用して、早急な農業関係災害の復旧を要望いたします。</p> <p>これについて、副村長の考え方を尋ねます。</p>
議長	副村長
副村長	<p>これまで指名業者の選定につきましては、地元の雇用を保護するという観点から、まずは村内業者の中から、工事に必要な資格を有する業者を選定しまして、それで、村内にいなければですね、有資格者がいなければ、管内、これは周辺の朝倉市、うきは市、日田市まで含めたところで業者を選定する</p>

	<p>と、そういうようなやり方を行ってきています。</p> <p>しかしながら、この災害復旧を行う約3年間につきましては、議員おっしゃるように、膨大な量の工事をですね、短期間に行わなければなりませんので、被災住民の方を早期に救済するという観点から、村内業者の理解を得ながらですね、一定のルールの下で村外業者も含めたところでですね、選定するというやり方を取り入れまして、例えば、今、村内業者がどれぐらい工事を持っているかとかですね、そういったことも考慮しながら選定を行うと。そういったようなルールを定めてですね、複数の業者が同時に多くの工事できると、いうようなやり方を行っていきたいと考えております。以上です。</p>
議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>副村長から今、答弁がありましたように、地元業者の活用はもう、これは絶対もちろんです。しかしながら、今回みたいな大きな災害のときは、やはりどうしても他の市町村の業者も確保しながら、早急な復旧というのは、これはもう行政の責務だろうというふうに思いますので、その点については地元業者の方とよく話し合いをしながら、早急な復旧ということでやっていただきたいと思います。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>これからの復旧、復興工事の関係についてですが、同僚議員からもこの点については、村長に質問があっておりましたが、私のほうからは、今年の年内ですね、12月までではどのような復旧工事が行われるのか。まず、それを先に尋ねたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>県管理のところにつきましては、詳細等についてはですね、まだ把握はしておりません。報告はあっていないということですね。</p> <p>それから、村内の工事につきましては、先ほどからも申していますように、査定が通ればですね、それは順次発注していきたいと思っております。</p> <p>しかしながら、今、先ほどの副村長に対する質問等もありましたように、今回の災害につきましては、相当のですね、工事量としてあります。</p> <p>議員おっしゃるように、やはり村民の方は早期の復旧、復興をですね、願っているというような状態でございます。村内の業者さん、今回の災害の応急処置等についてはですね、本当に早くから遅くまでご尽力いただいたことにつきましては、感謝を申し上げておきたいと思っております。</p> <p>しかしながら、今の村内の業者だけでは、この工事というのは早急にはできないと思いますので、これは副村長が話していたような形での、複数の業者等も視野に入れながら、やっていきたいと思っております。</p> <p>したがって、今私が申しておりますのは、個々の工事ではだめですよということを言っています。</p>

	<p>個々の工事というのは、1カ所の災害箇所をやって、また違うところをやる。そういったことじゃなくて、面的なやり方を考えていただきたいということを、県のほうにはお願いをしております。</p> <p>それと、やはり最終的に残るのは、物しか残りません。したがって、施工監理等には、県のほうからの監督員は必ず1人付けていただくように、これも合わせて、今お願いをしているところであります。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>質問の項目の中では、年内それからこれからの復興工事予定について尋ねるつもりでしたが、やはり災害工事査定が出なければ、何も前に進まないということは、もう事務的な苦労等の中で分かっておりますので、早く工事査定を受けて、早く着工できるような準備をするというのが、一番だろうと思います。</p> <p>そういうことで、次の質問は割愛したいと思います。</p> <p>最後の質問ですが、村長、これまで村の広報にも載っておりましたが、いろんな関係、国、県などの関係者、それから省庁の大臣などが来村、来庁しています。</p> <p>村長、状況を踏まえて、その口頭あるいは文書で陳情、要望等を、大臣なり関係の役人に行っていますが、これまでどのような陳情、要望、要請を行ったのか、かいつまんでお話をいただきたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>今ですね、わが村が、一番何が大事かと言いますと、村は大変な状態にあると。そこからの復旧、復興、これが最も大事でありますし、それにつきましては、やはり行政のですね、連続性というのは、これは欠かすことができないことだと思っております。</p> <p>現在私は、地元県会議員をはじめですね、今まで培ってきた人脈等を活かして、県や中央官庁や与党の議員、野党も含めまして、いろんな先生方にお願いをしております。</p> <p>あいさつの中で述べましたように、先月につきましては、東峰村に来ていただいた大臣の、国会議員の方々、ほとんどリストアップして、衆議院会館とか参議院会館等を回らせていただきました。当然、安倍総理大臣のところにも伺いましたし、いろんなところに行かせていただきました。</p> <p>そういった中で、国土交通省とか農水省関係が今回のことで多いんですが、現在、国土交通省の副大臣が、私の知人の非常に仲のいい方ですので、この方にはアポを取ってお会いをしてきましたし、今回大臣になりました松山先生につきましても、アポを取って、きっちりとお願いをしてきたところでもあります。</p> <p>そういった中で私が申したのは、改良復旧工事ですね、これをやっぱりぜ</p>

	<p>ひやってほしいということと、7項目ぐらいの要望をしてきましたけれども、JR日田彦山線の早期の開通ですね、これについても力を入れてきたところであります。</p> <p>そういった中で、中央省庁等につきましても、国交省、農水省それから内閣府、林野庁それから環境省等ですね、いろんなところにも行って、要望等とか陳情を行ってきております。</p> <p>また、県のほうにつきましてもですね、今月の5日の日には、両副知事のほうにお会いをいたしまして、それぞれ30分程度いろんな話をしながら、要望等も行っております。</p> <p>また、九州地方建設局長のほうにおきましても、時間を取っていただいて、お礼と、それから今後の対応等をですね、部長5、6人出席をしておりましたけれども、そういった中で要望、陳情等を行わせていただいております。</p> <p>今回の甚大な災害の復興にあたっては、今まで私が4年間の経験と、それから前職であったダム屋のですね、経験、知識、人脈を活かしながら、経済性も合わせて、連続性も活かした取り組みを行い、早期それか早期の復旧、復興等には、全身全霊でですね、取り組んでまいりたいと思います。</p> <p>この件につきましても、やはり未曾有の大災害に見舞われました。しかしながら、私たちが今、何をすべきかということでもあります。それは、早期の復旧、復興でありまして、そのためにも私たちは全力で事に当たらなければならない、そして子どもや孫に、この美しい景観、自然、そして産業等をですね、引き継いでいかなければならないと思っておりますので、そういったことも含め、再度申しますけれども、実現に向けて全身全力でですね、この問題等には今後取り組んでまいりたいと思っております。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>最後の質問ですが、これからの陳情、要望、要請等、村長、考えていることがあればですね、お尋ねしたいと思います。</p> <p>なかなか復興計画書を出さなければ復興は前に進みませんが、そういうふうな時間的な制約の中で、これから国、県にどういうふうな陳情、要望していくのか、また、県のほうにどのような支援をお願いしていくのか、そのことを尋ねたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今、一番ネックになっていますのが、この役場における技術職の問題であります。</p> <p>副村長、県から来ていただいておりまして、県のほうからも人的支援、本当に配慮していただいておりますが、それでもまだまだ、今6名ぐらい土木、農林関係の職員が足りません。</p> <p>結果的に足りないということは、それだけ査定等の資料作りが遅れますの</p>

	<p>で、工期等も遅れる。これは非常に憂慮すべき問題ですので、この辺りにつきましては、やはり国交省であれば、前、国交省の別のOBの組織とか、県もあるんですけども、県のほうはもう手一杯で対応できないと。したがって、水資源とかそういった形ですね、職員等にも今手を広げております。これはお金がかかりますけれども、早期復旧のためには仕方がないかなと思っております。</p> <p>そういった中で、国交省それから県等の関係につきましても、非常に今のところうまい具合に行っておりますし、今後は、今、県会議員のほうにも工事発注と言いますか、業者等の問題につきましてもですね、一応ご相談はさせていただきますいております。</p> <p>これが、再度繰り返しますけれども、早期復旧するためにはですね、やっぱり村内の業者さんの力だけでは、とてもじゃないけど間に合わないという形で、今後これは、村内の業者の皆さん、それから朝倉市の土木協会とかですね、いろんな方と相談をさせていただきながら、最善の方法で早期に工事が完了するような形を取っていきたいと思っております。</p>
議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>村長よりの、これからの陳情、要望に、これは問題のほうやっぱりいろいろあるのかなと。技術職がないという問題等によって、やはり災害復興の問題はできてくるというふうな問題があったのかなと思います。</p> <p>この国、県、いろんな関係省庁による陳情、要望は、村民の安全・安心な村づくりのためにも、我々議会議員も一丸となって、やはりこの問題に取り組んで、早期復興、復旧に取り組むべきだろうというふうに考えております。</p> <p>また、いろんな問題についても全議員で考えていき、早く復興するように、そういうふうな取り組みを行っていきたくと、このように思っております。</p> <p>私は、今回の災害で、村長をはじめ役場職員、それから東峰学園の先生方、それから保育所の職員の方、それから村民の皆様方、本当に自分の持ち場で災害の対応に不眠不休で対応、当たられたことに感謝を申し上げたいと思います。</p> <p>どうしても自分も被災者の一員として、やはりその当時の思いというのは、非常に辛いものがありました。</p> <p>これからのこの東峰村の村づくりは、この壊れた東峰村を、元の自然豊かな東峰村に戻し、災害に強い村づくりをすることです。</p> <p>澁谷村長には、今後のこの村の復旧、復興を特にお願いをして、私の一般質問を終わります。以上です。</p>
議 長	村長、手短かにお願いします。
村 長	本当にですね、佐々木議員自身も被災をされましたし、そのあたりの心というのはですね、非常にやっぱり痛み入るものがあると思っております。

	<p>やはり、今の佐々木議員の心とは裏腹にですね、私の考えは、もう1つ、この東峰村、この豪雨災害を受けてですね、全国的にも紹介をしていただくような形になりました。</p> <p>これは、私は、今後につきましてはですね、これをやはり負と言いますか、マイナスで見るのではなくて、これを活かした方向転換、やっぱり佐々木議員も言いましたように、やっぱり美しい村、それから村内に住んでいる方が、今後もやっぱり安心して安全で暮らせるような地域づくり、これに関しましては、私の力、全身全力を持ってですね、今後取り組む決意ですので、議員の皆様方の更なるご理解とご努力を切にお願いをいたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	以上で、一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	15時30分まで休憩します。 (15時18分)
再 開	

再 開	
議 長	会議を再開します。 (15時30分)
議 長	これより、各議案の質疑、討論、採決を行います。
日程第6	
議 長	<p>日程第6 議案第24号「東峰村税条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑に移ります。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>2番 伊藤均議員</p>
2 番	<p>今回の改正につきましては、(5)の各前号に上げるもののほか特別な事情がある者と、いう形での表記をされてあります。</p> <p>このものについてですね、特別な事情がある者というものを、どういう形のものでですね、捉えてあるのか。</p> <p>今回につきましては、この九州豪雨関係の形でですね、村税等の減免という形を取るために、こういう形で条例改正がされるわけでしょうけれども、この文言が入ることになればですね、いろんな形のものが特別な事情という形で出てくる可能性がありゃしないかと。</p> <p>この辺りのところですね、範囲をどのような考え方がされてあるのかを、確認したんですが。</p>

議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>1点はですね、ここに条文としてなかったのが、村民税関係だけがですね、こういった、豪雨になります、前各号に掲げるもののほかという、後のところなんですけれども、これが村民税ところの減免だけがなくてですね、あと固定資産税それから国保税等にはこの条文がございました。</p> <p>ですから、それと統一した形でですね、今回、議員さんおっしゃいました災害の件に関するものではございますが、今回はですね。</p> <p>そういったことで、統一した形で、この条文は掲げさせていただくということで、今回提案をさせていただいております。</p>
議 長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第24号「東峰村税条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第7	
議 長	<p>次に、日程第7 議案第25号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第25号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p>

	(賛成者挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第 8	
議 長	次に、日程第 8 議案第 2 6 号「平成 2 9 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 4 号）について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 5 番 高橋弘展議員
5 番	歳入について、お聞きいたします。 2 2 ページ、1 5 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金について、お聞きいたします。 今回の補正で 6 億 8, 3 0 0 万ほどの繰入れが行われ、今年度の繰入合計が 1 2 億を超える形になっております。 今年度の事業で、災害等を受けてですね、不用になる額も出てくるかと思いますが、現時点の財政調整基金、この 6 億 8, 3 0 0 万を繰り入れた形での基金残高がいくらになっているか、お尋ねします。
議 長	総務課長
総務課長	財政調整基金につきましては、前年度末の基金残高が 1 6 億 3, 3 0 0 万円程度でございます。この中で 1 2 億、今のところ補正予算後の財政調整基金の繰入高が 1 2 億ということでございますので、単純に計算いたしまして、4 億程度の残額という形になります。以上です。
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	この財政調整基金というものは、やはり不急のときに使われるものであって、こういった災害時とかですね、応急的部分でも使われて、とても有効な部分かと思えます。 ただ、この基金をですね、コツコツと十数年間かけて積み立てられてきた部分もあります。やはり今後、そこまで減ってしまった部分で、今後の財政的な部分で不安が生じるところかと思えます。 これからの災害復旧で、おそらくまだまだ財政調整基金が必要な部分もあるかと思いますが、やはり国、県等ですね、補助金等を、ぜひ要望等していただき、また、国の制度がないものは、逆に村からですね、新しい制度という形ですね、提案するようぐらいですね、思い切った形で、ぜひ、この財政調整基金が組み替える形で、ぜひ運用を行っていただきたいと思えます。
議 長	総務課長

<p>総務課長</p>	<p>現在の財政調整基金の見込みにつきましては、先ほど説明したとおりでございます。</p> <p>その中でもですね、特に補助金等の部分については、おっしゃるとおりと考えております。</p> <p>この部分についてもですね、同年若しくは後年ですね、災害復旧関係また先ほどの部分についての災害復旧事業債等を借り入れる分についての、後年の交付税措置、特別交付税等の措置等がですね、純粹にいくらという計算はできないんですけど、その分についてですね、後年その状況を見ながら、財政調整基金また財政運営等を行っていきたいというふうに考えております。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>7番 高倉寛視議員</p>
<p>7番</p>	<p>23ページ、14節の宿泊施設借上料、これぼーん太の森ということでございましたが、最初ぼーん太の森担当の部長さんから私たちが話を聞いたのは、9棟全部詰まるということでしたが、現在は何名入っておられますか。</p>
<p>委員長</p>	<p>総務課長</p>
<p>総務課長</p>	<p>現在の状況につきましては、県職等で希望される方で、6棟は入っているところです。あと北九州等から5名、10月からですね、来る予定になっております。</p> <p>そこにつきましては、借上げのアパートのほうを希望しているということで、極力派遣元の希望に沿うという形で、今、この場合村内にアパートはないんですが、そういった形で、今、日田市のほうですけど、手配をしているという形で、ぼーん太の森については、現在のところ6棟がうまっているということです。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>7番 高倉寛視議員</p>
<p>7番</p>	<p>ということは、あと3棟残りますよね。これ使用するのかわからないのか、これをはっきりしてもらわないと、ぼーん太の森としても、あのまま施設を眠らせておくわけにはいきませんので、あそこを少しでも稼働したいというのは、つづみの里の考えでありますのでですね、そのところをはっきり早めにしていただきたいと、そういうふうな考えがあるのですが、そのところはどのように考えておりますか。</p>
<p>議長</p>	<p>総務課長</p>
<p>総務課長</p>	<p>ぼーん太の森のほうとは協議をいたしまして、最初9月いっぱいまでに確定した数字を決めていただきたいという形で来ておりました。</p> <p>ただ、現在のところもう既に予約等の申し込みの電話があっているということで、今の見込みについては、現在の棟数で回答するところで、課内では</p>

	<p>ですね、協議をしているところで、まだはっきり先方に連絡しているわけはありませんが、その調整を今しているところです。以上です。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>なるべくそれはですね、はっきりぼーん太の森のほうに早急に知らせていただきたいと思います。</p> <p>次の質問に入ります。</p> <p>24ページ、これ施設管理委託料、これ社協のことということでございますけども、私がこのたび感じたのが、本当に他市町村からたくさんの方が応援に、ボランティアとして来て来ております。</p> <p>それで、ボランティアの中に登録しないで、自分で、建設会社の人でした。重機をもって、まさに社長が自分で重機を動かして片づけてくれました。私の近所ですけどね。</p> <p>こういうふうな人たちは、村としては把握をしているんですかね、おそらくボランティアのほうには登録はしてなくて入ったと思います。このところはどのようになっていますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ボランティアの関係についてはですね、ボランティアセンターのほうで、すべて把握等はさせていただいて、業務等はさせていただいております。</p> <p>したがって、ボランティアセンターのほうを通してないということであれば、ボランティアの数の数の中にも入ってないと思います。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>おそらくそういうことではないかなと思って、ちょっとこの話をしたんですけども。</p> <p>なんでこういうことを言うかという、その家の知り合いじゃないんですけど、同じ土木業者たちの関連で、なら、俺が行こうというて来てくれたそうなんですよね。</p> <p>そういう人たちはちょっと、落ち着いてからでいいから、村としてもお礼とかは、将来していかなきゃならなんじゃないかなと、私はちょっと個人的には考えておりましたので、それを今日言ったまででございますので、将来こういう人たちが分かればですね、やはり村からもお礼とか、そういうことはしていただきたいと思いますが、そのところはどのように考えますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ボランティアの方あたりがですね、例えばいずみ館の前あたりで、いろんな食べ物とかですね、いろんなことをしていただいた方等につきましては、私のほうから直接お礼を述べたりとか、そういったところは多々させていただいておりますけれども、それがすべての人にそうかという、そうでは</p>

	<p>なかったのではないかと考えております。</p> <p>ましてやボランティアセンターもつかんでいないところにつきましてはですね、当然ボランティアセンターも知らないし、村としても周知ができないわけでありまして、そういった人の住所等が分かればですね、またそれなりのお礼状等はさしあげたいと考えております。</p>
議 長	6 番 梶原文明議員
6 番	<p>関連質問ですが。</p> <p>今、高倉議員がおっしゃっているのはですね、おそらく東峰村にですね、前ボランティア組織に入られた方がいらっしゃって、そちらの方が石巻のほうからおられたそうなんです、東峰村がこういう非常事態になっているということを申し上げて、応援をしていただきたい、ボランティアとして来ていただきたいということをおっしゃったそうです。名前はちょっと伏せますけど。</p> <p>それですぐ船で別府のほうに來られて、別府から直接東峰村のほうに重機を積んで來られたそうです。</p> <p>ですから、その団体の方々がボランティアの立ち上げ等にもですね、参加をしていただいて、立ち上がったのがまだしばらく後でしたもんね、ボランティアのほうは、社協のボランティアは、時間がかかったのもありますけど。</p> <p>その方々が來られて、東峰村の社協の中でボランティアセンターが立ち上がって、伝統産業会館等にあったわけですが、それが一番最初の始まりです。</p> <p>ですからその方々が、現在はどこに行っているかということ、朝倉市のほうに、今はおられました。この前たまたまちょっと会いましたけど、そちらのほうにおられるそうです。</p> <p>ちょこちょこ東峰村のほうに住居というか、テント張ってでもおるような人たちですから、旧農協のところにもいらっしゃいます。あるところにも住んでおられるような形ですが。</p> <p>現在そういった状況の中で、ボランティア活動をやられているという状況は、私聞いておりましたので、ちょっと高倉議員の質問がありましたので、私のほうからの応援態勢について、言ったところでございます。以上です。</p>
議 長	村長
村 長	<p>分かりました。</p> <p>たぶんですね、梶原議員の話の内容で、オープンジャパンというボランティア組織じゃないかと考えております。</p> <p>私のほうも柳瀬議員等からの紹介でですね、オープンジャパンのひださんでしたかね、等には数回お会いをいたしまして、お礼等は申し上げております。</p> <p>この方、最初は惣助に入っておられたと考えております。</p>

	<p>今、まだ農協の後ろの宿舎に入っておられて、今、朝倉市のほうに行っているということも聞いておりますし、コミセンですね、そういったところはつかんでおります。</p> <p>当然、その人たちにはお礼等は申し上げているところであります。</p>
議 長	<p>他に。</p> <p>1 番 柳瀬弘光議員</p>
1 番	<p>24ページの歳出の4款3目保健衛生費、3目の環境衛生費の19節浄化槽及び便槽土砂引抜補助140万についてですけれども、これは何件分を想定してらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。</p>
議 長	<p>住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>今の時点ではですね、2分の1補助ということで。</p> <p>ちょっと後で調べてご報告させていただきます。</p>
議 長	<p>柳瀬議員、いいですか。</p> <p>2 番 伊藤均議員</p>
2 番	<p>25ページ、9款1項3目のですね、15工事請負費の2,700万の関係なんですけど、防災無線の整備工事という形での補正が出ておりますけれども、今回災害があったおりにですね、非常用電源がかからなかったとか、装置が稼働しなかったと。それから、庁舎間のですね、連絡等もできなかったというようなことがありますよね。それで、こういうものについては、これに含まれておるのか、今から先どんなふう、もし入ってなかったら、どんなふうを考えてあるのか。</p> <p>こういうものについては早急に整備するべきものではないかということがありますのでですね、その辺りのところを詳しくお教えいただきたいと思いますが。</p>
議 長	<p>村長</p>
村 長	<p>非常電源につきましては2つ問題点がありまして、1つはですね、宝珠山庁舎はエンジンはかかっていたんですね。しかしながら、次の制御盤、キュービクルとかというところがあるんですけども、そのヒューズが飛んでたということで、これが一晩中つかなくて、たまたま避難をされた方に、そういった分かるような人が偶然いたということで、朝方からは復旧をいたしました。</p> <p>これを聞いてみますと、年に2回の点検ということですので、これは、以前いた職場では、月に2回点検等をやっておりますので、ここら辺りについては、そういった回数は増やしていきたいと思っております。</p> <p>それから、小石原の庁舎のほうについては、悪いのが分かってそのままに、部品交換をしなきゃいかんのがそのままになっていたということですので、これにつきましても是正はきっちりしたいと思います。</p>

	<p>それともう1点は、別口なんですけれども、診療所のワクチンとか、そういったところの冷蔵庫に保管をしているんですけれども、発電機がなかったおかげで、すべてだめになってしまったというような事例もありますので、非常電源等はそういった形では、再度検討をというか、態勢を整えていきたいと思っております。</p> <p>それから、庁舎間の無線ですね、これにつきましても、とにかくもう5時ぐらいには、正確な時間は分かりませんが、5時ぐらいだったと思います。もう無線のアンテナが落雷かなんかでやられて、全く通じないようになりました。</p> <p>それから、その後固定電話についても電線の破断で通じないようになりました。小石原間と宝珠山庁舎間の連絡もつかない。お互いに防災行政無線があったんですけれども、小石原庁舎のほうは合併当時で、それを閉鎖というか使わなくなってしまったということで、連絡体制も取れなかった。</p> <p>したがって今後、今、衛生通信の携帯をですね、各々1台ずつ、そして予備を1台ずつ、合計2台は庁舎間等にも設置したいと思っております。</p> <p>それがありますと、逆にまた村外のほうにも情報発信等はできる態勢になりますので、そういったところで今後は対応していきたいと思っております。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	そうしますと、今回についてはもう、一般的に言う防災無線の中ですね、整備という形で、この補正は出ているという形によろしいんですかね。確認いたします。
議長	総務課長
総務課長	各庁舎、宝珠山庁舎、小石原庁舎の非常用発電装置の修理につきましては、23ページですね、2款総務費、総務管理費、財産管理費の中の11節ですね、設備修繕料の中に2カ所の分の修繕については、見積りをいただいて、ここで予算で計上させていただいております。以上です。
議長	他に質疑はありませんか。 5番 高橋弘展議員
5番	23ページ、2款1項6目企画振興対策費のその他委託料の東峰村復興計画について、お聞きしたいと思います。 これから東峰村の復興計画を策定していくということで、策定委員会も今後開かれていくということをお聞きしております。 その策定委員のメンバーが、どういった方々が入られるのか。そして、この復興計画がどういった協議、あるいはヒアリング等を、手法ですね、を使って策定されていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。
議長	企画政策課長

企画政策課
長

復興計画の件でございますが、まず、メンバーにつきましては、大学の先生、国県関係機関、村の行政機関、村内の公的団体の方からですね、大体14、5名程度を考えているところでございます。

それから、復興計画のスケジュールでございますけれども、まず復興計画というのはですね、計画だからすごく細かいいろんなことを、何と言いますか、具体的な事業とかいうことを想像しがちですけれども、どちらかということ、いち早く村はこの復興について、どのような方針を持っているのかとかですね、基本理念を持っているのかということ、早く村民に知らせるといような側面を持っているところでございまして、個別の事業の取りまとめではなく、今言ったような形のものを取りまとめていくといようなことになっております。

スケジュールでございますけれども、まず、被害状況の把握、もう既に各課で行っている被害状況の把握を、再度各課のヒアリングを行いまして、どのような被害があっているかの把握をいたしまして、また、村内の事業所のアンケートを行いまして、そういう被害が、どのような被害があるかといようなことを、さらに正確に把握をしたいと思っております。

それを10月下旬までに行いたいと思っております。

それから、それと同時並行いたしまして、住民の意向調査、意向把握というのを行うようにしております。

今、巡回で行っております行政懇談会等でも、住民の皆様の意向等をお伺いする機会になっているかと思うんですけれども、その他に団体、各種村内の団体に向けてのヒアリング、それから仮設住宅に入居されている方のヒアリングを、大体10月の中旬までに行う予定にしております。

これらのデータが集まる中で、素案を10月から12月までの2カ月間で作りたいたいと思っております。

具体的には大まかなたたき台のほうをですね、企画課のほうで取りまとめを行いまして、各課のほうに修正とか追加とかしていただきながらですね、素案のほうを作っていきたいと思っております。

素案ができましたら、大体11月末までに素案を作る予定ですが、その素案ができましたら、12月の初旬にですね、こういう計画を考えているということで、住民説明会のほうを行いまして、1カ月間ほど公開をいたしまして、住民の皆様のご意見をいただく、いわゆるパブリックコメントでございまして、1カ月間ほど意見をいただきまして、そういった意見をいただいたもとに、さらに修正を加えまして、11月末までに案を確定させ、2月ぐらいに公表ができたと思っております。

その間、この復興計画の策定委員会を5回ほど行いまして、委員の皆様のご意見をお伺いしながら、先ほど言ったスケジュールの中で、いろいろご審

	議をいただきながら作ってまいるような状況でございます。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>ちょっと今の課長の説明を聞いていると、すごい行政作成の課題、復興計画になってしまうのかなという感想を持たざるを得ないんですけれども。</p> <p>行政懇談会の中でも、この復興計画についてのご説明があっているかと思えます。</p> <p>その中でも復興の柱として、これは案ですけれども、被災者生活再建支援、インフラの復旧と機能強化、産業・観光復興支援、防災の村づくり（通信伝達手段の再構築）、最後に地域コミュニティの構築という形であっているかと思えます。</p> <p>この2カ月間、復旧・復興に向けて、村がどういうふうな動きをしてきたかということ、もちろん行政の方々いろんな事務手続き等されて、一生懸命されてきたと思えます。</p> <p>その中で、地域のほうでは、地域の住民の方々、それに加えて外部の支援の方々ともに、行政に頼らずとも自分たちでできることという部分をですね、皆さん互助、共助の部分でされてきたかと思えます。</p> <p>それって村の村づくりを、じゃあ自分たちで頑張っていこうよという機運が生まれている中で、今聞く復興計画のあり方だと、役場が政策、いろいろ意見を聞いて、作りましたと言うだけの、ちょっと一方向的な意見収集にしか少し聞こえない部分があると思えます。</p> <p>ちょっとご提案ですが、やはり住民と作っていく復興の復興計画、そういった部分をもう一度しっかりと考えて、ワークショップ等住民の方を交えて、一緒に作っていくという方法を、ぜひ考えていただきたいと思えます。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	第1回の策定委員会の中で、そういったことも委員会のほうで諮っていきながら、進めていきたいと思っております。
議 長	他に質疑はありませんか。 7番 高倉寛視議員
7 番	<p>予算書の中とは違いますけれども、ちょっと住民の方から、これは特に聞いておいてくれということでございましたので、聞かせていただきます。</p> <p>今度の災害でですね、特に宝珠山地域の人は村民センター、いずみ館にたくさんの方が避難されておりました。</p> <p>この中でですね、役場職員が何日も顔を出さなかったと聞きました。これはどういうことで、こういうふうな形になったのか、ちょっとお伺いいたします。</p>
議 長	村長
村 長	役場職員が何日も避難所、例えばいずみ館とかにですね、出さなかったと

	<p>というのは、複数の方のご意見なんでしょうか。</p> <p>それぞれ私も頻繁にいずみ館等には行っておりましたし、議長をはじめ黒川議員等もですね、いろいろとお世話をさせていただいたところでもありますので、複数の方がそういったご意見があれば、ちょっと私には違和感を感じているわけですけど。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>村長とか議長とか黒川議員が行ったんじゃないかと、職員はなぜ顔を出さなかったかなと、それを聞いているんです。村長は、行くのは当たり前のお話です。</p>
議長	村長
村長	<p>職員の方もですね、いずみ館等には最初から入っております、その後県の職員さんたちにですね、代わって、行政のほうからの担当者というのは、ずっと詰めてたように、私は感じておりますけれども。</p>
議長	<p>高倉議員、事実関係もまだはっきりしない中で、補正予算と関係ないと思いますので、的確に、最後の締めで質問していただきたいと思います。</p> <p>7番 高倉寛視議員</p>
7番	補正予算と関係なくても、これは大事なことなんですね。
議長	事実関係の部分で。
7番	<p>だから、それを私は確かめてるんですよ。</p> <p>だから、行ったなら行ったって、はっきり言えばいいのに。誰が行ったとか、そういうことがはっきり分かれば、別にいいんですよ。そしたらその人がひょっとしたら違ってたかもしれないし。</p> <p>だから、そうした事実関係じゃなくして、それを私は事実なのかということを知っているだけでしょ。</p> <p>別に来てないじゃないかとは、一言も言ってませんよ。</p> <p>ただね、だからそういったことがもしあれば、あったとすれば、もしその避難しとる人が病気とかなった場合に、あのときは電源がほとんどなくて連絡もつきようがない、そういった場合、万が一病気とかなった場合に救急車とかも呼べんですよ。</p> <p>そういった場合の対応というのは、やっぱり役場の人じゃないと、一般の人じゃできんと思うとですよ。</p> <p>だから、私はそれをちょっと言いたかったわけなんです。そここのところは覚えとってください。別にそれを役場職員が誰も来んやっとな、言われたから言いよるだけです。最初から言ったでしょう、僕は。</p> <p>それともう1つ言っときます。</p> <p>こういうことで避難された方が、炊き出しをなさったそうです。自分たちで。その中には自分も被災された方もおられましたそうです。</p>

	<p>ところがですね、非常に、そういった方に頭の下がる思いではあるんですけども、しかしながら聞いた話では、これも役場の職員が炊き出しをしたのを見て、「いらんことをしてから」と「頼みもしないことをした」と、こういうことを発したそうです。</p> <p>誰かは言いません。誰かは言いませんけど、こういうことを発したそうです。</p> <p>もし、これが事実であれば、皆さんどう思います。村長、もしこれが事実であった場合、村長はどのように考えますか。</p> <p>まずその、仮定の話で申し訳ないけど、答えてください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>被災の夜の炊き出し等につきましては、私が率先して農協、それから大蔵議長のほうから米を入れていただきまして、炊き出しを始めたということがあります。</p> <p>したがって、そういった職員等は、私はいないと思っておりますが、もしそういった事実があるということであれば、今後そのようなことがないようには対応していきたいと思っております。</p>
議 長	<p>他に、質疑。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>25ページです。</p> <p>8款2項4目村道改良事業費についてです。</p> <p>村道奥竹線測量設計委託料ということですが、地区懇談会の中でも村長のほうは、災害復旧のほうを優先するというところで話をされてきているかと思えます。</p> <p>この予算に関しては、おそらく災害復旧に係る分とはまた違った予算かと思えます。そういった部分でのもう少し詳しい説明と、この事業の必要性という部分、お答えいただけますでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今回の災害を受けまして、地方創生絡みですね、いろんな事業については、ほとんど延期、取り下げですね、そういったところをやってきたところではありますが、竹地区に計画をしておりましたゲストハウス等につきましては、竹地区の住民の方の意向も踏まえて、これは行うということにしております。</p> <p>そういった中で、このゲストハウスの横の道路の整備、そういったところがこの予算だということでありまして、これにつきましては、やっていくということになります。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>住民税務課長</p>

住民税務課長	<p>すみません。先ほど柳瀬議員のほうからご質問いただいた件について、ご回答をさせていただきたいと思います。</p> <p>4款1項3目環境衛生費の19節、浄化槽及び便槽土砂引抜補助の140万円の件数ということでございまして、こちらの根拠ですけれども、大体引抜費用がですね、7人槽で6万円ちょっと、見積もりの的には6万円ちょっとということで、この2分の1、3万1千円から2千円を補助するものですが、件数といたしまして、これは内数ですけれども、全壊世帯の15世帯、それから半壊等世帯を18棟、それから流入のみ、大きな被害がないけれども流入だけしたというのを10棟、合計で43棟をですね、今予定して、その43棟の3万1千円が約140万円ということで、補正として計上させていただいております。</p>
議長	<p>柳瀬議員、その後はいいですか。</p> <p>(「はい。」の声あり)</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第26号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第4号)について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第9	
議長	<p>次に、日程第9 議案第27号「平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第3号)について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>7番 高倉寛視議員</p>
7番	<p>34ページ、工事請負費、これは、いろいろの工事があったと思われます。</p> <p>私たちはいつも言ってるんですけど、黒玉地区の水道は自主管理ということで、24年の災害のとき、25年にも大きな水が出て、ホースが落ちたりもしました。</p> <p>これは今まで自分たちで工事をやってきて、それにかかるお金とかは一切</p>

	<p>出してもらってはいません。</p> <p>今回のようにですね、考えられないような災害が発生しても、やはり自主管理だから、自分たちで工事の代金は払えということになりますのか、そのところをお聞きしたいと思います。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>ほとんどの水道の加入率は非常に高いわけですが、地区での管理を行っているところは、少数というような形でございます。</p> <p>村のほうは使用料をいただいて、そのランニングコストに合ったもの、公営企業として会計を行っておりますので、その中で賄うような形を行っております。</p> <p>ですので、自主管理においての飲料水供給施設の施設に関しましては、その加入者でご負担いただくというのが基本となると思います。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>黒玉には住宅があります。6棟あります。</p> <p>しかし一般の家庭、私たちとの黒玉の水道組合の会員は5名です。</p> <p>もし水が出なくなったときに、住宅のほうには、村から給水していただけるんですか。そういうことを間違いなくしていただけるのであれば、もう水が万が一出なくなったとき、ちょっと工事とか必要なときは、役場に連絡するように申すようにしたいと思いますけど、それでも早急に対応はしてくれますか。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>この水道の加入率のお話を冒頭ちょっとさせていただきましたが、もう合併と同時にですね、5施設、宝ヶ谷地区も小石原浄水系に入っております。</p> <p>この関係で、平成27年度におきまして、黒玉地区におきましても、鼓若しくは鶴、小石原浄水系との統合の打診をさせていただきました。</p> <p>その中で回答が、協議がまだ決しておりませんけども、その中で公営住宅の入居者の方も、その管理の中での簡易水道の供給というものを考えておりました。</p> <p>ちょっと前段長くなりましたが、できるだけそうした施設の中でですね、考えていきたいというふうには思っております。</p> <p>ただ、その加入者の一部であります黒谷住宅の入居者に関しましては、その想定はございませんが、その加入をしております飲料水供給施設の組合なり加入者の方々と一緒にですね、そこは考えて、村がその施設だけを供給するという施設の想定は、今のところしておりません。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>であるならばですね、やはり村の管理の施設があるのであれば、いくら自分たちで管理しよるとはいつでも、はっきり言って、もうあの住宅はご高齢</p>

	<p>の方ばかりで、実際に管理できる方が非常に少ないですよ。</p> <p>そういったことも考え合わせていただければですね、今回の災害においてですね、専決、補正合わせて4,900万も出すということになっております。それも一般会計からですね。</p> <p>いくら上水道に加入していないからといってですね、同じ村民でありで考えてもらえばですね、私たちの水道が止まったとき、考えてもらえばですね、私の水道が止まったときに、役場に電話するわけでも何でもありませんよ、自分たちで工事しますよ。</p> <p>そういったことも考えておればですね、役場のほうには迷惑もかけていないわけですよ。加入金がいくらか、ちょっとあのときはいくらやったか、ちょっと記憶にございませぬけれども、月2,500円ぐらいですか、それを払ったとしても、十分におつりは来ると、私は考えております。</p> <p>それなのに、一般財源から出しておるのに、私たちのところには工事費を出さないというのは、これはちょっとおかしいんじゃないかと、私は考えておりますけど、その点はいかがですかね。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>何回か、今、答弁の中に出させていただきましたが、やはり公営企業の中でのですね、水道に加入を、ぜひ協議をさせていただきたいと思っております。</p> <p>その協議が進まない場合、その受益者の一部に黒谷住宅の入居者の方々がおられますので、また別途ですね、加入者の方、組合という形を取ってらっしゃるか、ちょっと私把握しておりませんが、別途協定等の協議もですね、並行してお願いできればと思っております。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>先ほども野寄課長がおっしゃられたように、27年に水道を黒玉に引くということで話ができましたよ。そして、それは私たちも納得したはずなんですよ。</p> <p>ところが、そこから全然話が進んでないですよ。</p> <p>今年の3月の当初予算のときに、私は質問したときに、当時の日野課長は、私たちが今使っている水道が、水道管というのですか、給水管というのですか、それを使わないから、今のところ話は立ち消えになっていると、いうふうなことをおっしゃっております。</p> <p>しかし、それはそれとして、また話は別と思うんですよ。</p> <p>それで、そういったことを27年から全然、確か29年から工事に入るといふようなことを、そのとき言っとるはずなんですけどね。</p> <p>その証拠というのですか、書面を出していませんから分かりませんが、おそらくそういった方向で説明はしてきたはずなんですよ。</p> <p>ですから、そういうところをもう少し確認して、今度書類とかおそらく残</p>

	<p>っておるはずですので、そういったことをちゃんと確認して、今度新しい返事を聞かせていただきたいと、そのように考えております。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>当時の担当者等含めてですね、ちょっと経緯、26年度は私、農林建設課長として黒玉のほうに伺ってですね、統合のお話をさせていただいた記憶がございます。</p> <p>その後の経過につきましては、私、詳細把握しておりませんでしたので、確認したところ、今ある、布設してある管を使えばですね、統合させる、あんまり距離がございませんので、その本管を繋げれば給水が可能だということで、その本管の接続だけですと経費はかからないわけですが、今の管は飲料水供給施設のために残して、新たに配管をしてもらいたいという協議もあったかと思えます。</p> <p>その新たに配管をするということになりますと、たぶん概算で数千万規模の支出が必要になってくるかと思われしますので、それで協議が不調に終わっているのではないかということで、伺っております。</p> <p>引き続きですね、この特例措置につきましては次元的なものがございますので、この29年度は今、計上がありませんので、水道の認可も取る必要があるというようなことで、非常にいくつかの課題がありますので、先ほどのとおり協定なりですね、また、協議をお願いしたいと思えます。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第27号「平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第3号)について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第10	
議 長	<p>次に、日程第10 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p>

	(質疑なし)
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり承認されました。</p>
日程第11	
議長	<p>次に、日程第11 承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>45ページ、3款4項1目災害救助費の中の21節災害援護資金貸付金について、お尋ねします。</p> <p>この制度ですが、住居や家財に被害を受けた場合に、被害の種類や程度に応じて災害援護資金を貸し付けという形で、国の法律に則った制度かと思えます。</p> <p>貸付限度額が35万円で、償還期限10年で、3年間の据え置き期間ということで、3年間は無利子なんですけれども、4年目以降から金利が3%と、今の低金利時代には少しちょっとあり得ないような金利が付いていて、なかなか公的な貸付制度としては高い金利となっております。</p> <p>この制度を調べておりますと、国からお金は貸し付け、県からも貸し付けられますが、すべて無利子になっていて、市町村の分から3%という形の資金となっております。</p> <p>市町村のほうでいろいろ措置ができれば、金利のほういろいろ優遇ができるのかなという部分もあり、朝倉市も見ていると、朝倉市のほうが市で年3%の利子に対する助成を行います。という形も取っておられるそうなので、村としても同様にですね、今、資金的に困られている方がいらっしゃると思うので、その辺の金利の助成措置、検討いただけないでしょうか。</p>
議長	住民税務課長

<p>住民税務課 長</p>	<p>今、議員さんがおっしゃられたとおりですね、この貸付金につきましては、償還期間が、据え置き期間を含め10年間ということで、据え置き期間が3年間ということですので、その3年が終わった後、4年目からが利率3%での貸し付けということになっております。</p> <p>言われたとおり、国から県、県から村には利率は発生しません。村と借り受けられる方との間での3%ということで、この3%というのは、村の事務手続き的なことの3%で制定されているということ、県のほうから伺っております。</p> <p>村としましては、この利子の補填ということで、無利子にできると、村がやろうと思えばできるということですので、そういった今、方向で進んでおりますが、村が1.5%すれば県のほうが1.5%補填をしますということで、実質無利子という形で貸付けをさせていただきたいというふうに、今考えて進めております。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に質疑はありませんか。 5番 高橋弘展議員</p>
<p>5 番</p>	<p>46ページ、8款1項1目土木総務費、里山空間保全・地域防災事業について、お尋ねしたいと思います。</p> <p>先ほどの長澤議員の一般質問の中で、土砂災害の部分で治山、砂防工事の分での質問の際、回答で、人家周辺の部分、災害復旧工事に当たらないところは、村単独でも何か補助事業、復旧工事等を考えたいというお話がありました。</p> <p>今回のこの里山生活空間保全・地域防災事業のほうも、軽微な土砂撤去あたりもですね、確か含まれているかと思えます。</p> <p>現在、この事業も進んでいるところで、住民の方はこういった判断をすればいいのか、少し迷われることとなるかと思えます。</p> <p>国県、県のですね、砂防、治山工事が入るのかどうか、あるいは村がやる事業なのか、あるいはこれは生活空間のこの事業でやっていただくべきなのか、その辺の線引きがすごく曖昧になっているかと思えます。</p> <p>もしよければ、今整理できる段階で、もし課長のほうからでもよろしければ、その辺の部分、こういった形で人家の、例えば周辺、崩れている部分が、住民の方どういうふうにご結果を待てばいいのか、どういうふうな形で動けばいいのか、お答えいただけますでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>建設水道課長</p>
<p>建設水道課 長</p>	<p>今、受け付けをしているコピーを持って来ているんですけど、これは個人情報も含まれますので配布はできませんが。</p> <p>やはり人家の裏で人工的に手が入らずに、保安林である山が崩壊したということになれば、治山ということで対応をしております。</p>

	<p>それから、溪流の奥のほうからの崩壊によって、土砂流出によってということであれば、砂防の指定というふうですね、大まかな線引きはございますが、明確にここがこういうふうになりますという回答は、ちょっと出来かねます。</p> <p>村長の答弁の中にもありましたように、県の農林部局あるいは県土整備部局のほうからですね、現地を双方の目から見ていただいて、ここは治山の山腹、谷止め、若しくは砂防とか急傾斜とかですね、そういった対応というふうなことが、協議を進めていただいております。</p> <p>その事業だけのことを申しますと、概略で言いますと、西福井辺りは治山のほうで対応して、東福井の方面、延田、紙屋、寺村近くは砂防でというふうですね、ところで対応を考えていっております。</p> <p>それから、さらに進んだ場合、家の近くでその恐れがあるというふうな部分、里山空間で対応しているところでございます。</p> <p>実際に土砂が入ってきたものではなく、もう倒木の恐れがあると、土砂流入の恐れがあるので対応してくれというふうなところで、それを補助しているというふうな状態であります。</p> <p>ただ、これが対応できない、若しくはご高齢であったり、空き家が途中にあって、さらにその下が住居としているところにつきましての対応が、まだ決定しきれてない、線引きがしきれていない状況は、ご答弁させていただきたいと思いますが。</p> <p>今のところ里山空間も、今日時点で16件、3,500万の予算額に対しまして400万程度の交付金というふうなことでござっております。その部分の予算額としての、まだ余裕はございますが、その治山、砂防、それから里山空間の利用は、申請された方、当事者の方とよく話をしながら、事業の紹介をさせていただいているというのが現状であります。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>申請があった方とは、その辺は協議しているというか、協議させていただくということであれば、その申請が全くないと、もうそのままということなんでしょうか。</p> <p>その辺は、例えば県の方もチェックに回っているという話も聞いてはおりますが、その辺待っていていいものなのか、若しくはもう崩れていたらとりあえず役場に相談しに来ていただきたい、こういった形で住民の方にお知らせするのでしょうか。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>やはりできれば報告をいただきたいと思います。</p> <p>ただ、福岡県の治山、それと県土整備のほうの砂防等の担当部局、ほぼ全域を回っていただいておりますというふうな状況だと思います。</p>

	<p>東峰村におきましても、十数カ所今年度中、今年内に調査を終えて、年明けには早急に設計等がまとまればですね、緊急に災害関連として治山対応していくという報告も受けております。</p> <p>治山のほうにつきましては、これは県の体制になってしまうんですが、朝倉農林事務所の森林土木課治山係のほうも、当時は1係体制でしたが、今3係体制ということで、朝倉地域の治山事業等に当たっていただいておりますので、その部局と話をしながら進めていきたいと思っております。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり承認されました。</p>
日程第12	
議 長	<p>次に、日程第12 承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p>

	よって、本案は、原案どおり承認されました。
日程第13	
議長	次に、日程第13 承認第6号「専決処分の承認を求めることについて」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 承認第6号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり承認されました。
日程第14	
議長	次に、日程第14 承認第7号「専決処分の承認を求めることについて」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 承認第7号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成です。

	よって、本案は、原案どおり承認されました。
日程第15	
議長	次に、日程第15 同意第18号「東峰村監査委員の選任について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 梶原文明議員
6番	監査委員の選任について、お尋ねします。 人事案件ですので、慎重に進めなければならないとは思いますが、どういった方法で選任をされているのかをお伺いします。
議長	村長
村長	やはり過去の、その人の履歴と言いますか、金融関係とかそういったところに勤めておったのかとか、人柄とかそういったところを全面的に考慮した形で、人選を行っているというところであります。
議長	6番 梶原文明議員
6番	非常に選任についてはですね、慎重にやらないとですね、やっぱり村民の方が納得するような方を、やっぱり選んでいただきたい。 そのためにはやはり、議会も、議員もたくさんいることですから、その人たちにもですね、やっぱり議員にも、こういった方を選任しようと思っているが、どうですかぐらいはですね、聞く必要性が、私はあるんじゃないかと思うんですね。 やっぱり村民の方から、後から批判を受けるような方は、絶対にしないようお願いをしたいと思いますが、その辺いかがですか。
議長	村長
村長	一応その辺りについてはですね、執行部としても慎重に対応しているところでありまして、批判を受けるようなですね、人選等はやっていないと思っております。 それは執行部も十分考えて、対応しているということです。
議長	他に、質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)

議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>同意第18号「東峰村監査委員の選任について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、同意することに決定をいたしました。</p>
日程第16	
議 長	<p>次に、日程第16 報告第2号「平成28年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 梶原文明議員</p>
6 番	<p>ふるさと村の決算について、お伺いをします。</p> <p>非常に施設が損害を、今度の災害で受けていると思いますが、今後もですね、こういった中での事業展開を行う予定でいるのでしょうか。その辺りを聞きます。</p>
議 長	村長
村 長	<p>まず、事業展開のことにつきましてですが、ほうしゅ楽舎等についてはですね、これは、なかなか難しいのではないかと考えております。</p> <p>また、大きな被害を受けております親水公園等、これはもう早急にですね、復旧をした形で事業展開はしていきたいと考えております。</p> <p>それと大きなことをございますけれども、ふるさと村をですね、今年度、もう株主の方々の了解も得まして、組織編成をするところで進んできていたわけなんですけれども、今回の大災害の中で、それが止まっているという状況であります。</p> <p>いずれにいたしましても、宝珠山ふるさと村は、宝珠山地区にとっては一番大事な組織等でありますので、これが健全な形で、今後も運営できるような姿には、ぜひ、持っていきたいと考えております。</p> <p>そのためには、やはり今一番赤字となっております、その販売、製造販売のところですかね、そういったところについて、もう少し力を入れていき、そして本当に宝珠山地区並びに東峰村の農産物等の販売の大元になるようなところで、今後は考えていきたいと考えております。</p>
議 長	6番 梶原文明議員
6 番	<p>指定管理料を貰っている施設については、今年度は特に、非常に厳しい状況に、私は陥ると思っております。</p> <p>その中で、やっぱり従業員の人たちを、このままずっと雇用させていくと</p>

	<p>ということになれば、当然人件費は減らないわけですね。</p> <p>その辺りで、指定管理等について、村長、どういう考えを持っていますか。その辺りを聞きます。</p>
議 長	村長
村 長	<p>一般的な考え方もあるかと思いますが、今回は、このやっぱり激甚災害に指定されるような大きな被害の中での状況でありますので、私としては、指定管理料は、今年度はそのままお支払いをしたいと思っております。</p>
議 長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結します。</p> <p>報告第2号「平成28年度宝珠山ふるさと村決算状況報告」を、終了します。</p>
日程第17	
議 長	<p>次に、日程第17 意見書第1号「全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について」を、議題といたします。</p> <p>提出者、議会運営委員会委員長の説明を求めます。</p> <p>9番 長澤貞義議員</p>
9 番	<p>意見書第1号「全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について」の説明につきましては、意見書案の朗読をもって代えたいと思います。</p> <p>その前に、資料の配布をお願いします。</p>
議 長	<p>事前に確認しておりますので、これを許可します。</p> <p>(資料配布)</p>
9 番	<p>それでは、意見書第1号「全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について」</p> <p>上記の意見書案を別紙のとおり提出する。</p> <p>平成29年9月13日、提出者、議会運営委員会委員長 長澤貞義、東峰村議会議長 大蔵久徳殿。</p> <p>理由として、読み上げます。</p> <p>森林・林業施策の推進は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や快適な生活環境の創出などにつながります。しかし、実現のための恒久的・安定的な財源が不足していることから、森林・林業施策を推進する新たな税財源「全国森林環境税」導入の一日も早い実現を国に求めるためでございます。</p> <p>今お配りした資料ですね、森林の公益的機能はこれに載っていますので、見ておいてください。</p> <p>森林が大切だと思うのは、今回の豪雨災害にしましても、やっぱり手が入れられてない山というのは豪雨に弱いということもございますので、やっぱり全国的に森林環境税を広めてですね、地域、山村のですね、振興にも繋がってまいりますので、ぜひ、この森林環境税のできるようお願いしたいと</p>

	<p>思います。</p> <p>提出先を述べます。</p> <p>内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長でございます。</p>
議長	<p>以上、説明が終わりました。</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>意見書第1号「全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>賛成多数です。</p> <p>よって、本案は、採択することに決定をいたしました。</p> <p>この意見書につきましては、後日、関係省庁に提出いたします。</p>
日程第18	
議長	<p>次に、日程第18 意見書第2号「平成29年7月 九州北部豪雨災害における特別の財政支援及び合併特例債の適用期間延長を求める意見書の提出について」を、議題といたします。</p> <p>提出者、総務常任委員会委員長の説明を求めます。</p> <p>8番 佐々木紀嘉議員</p>

<p>8 番</p>	<p>私のほうも条文の一部朗読によって、説明に代えさせていただきます。</p> <p>意見書第2号「平成29年7月九州北部豪雨災害における特別の財政支援及び合併特例債の適用期間延長を求める意見書の提出について」</p> <p>上記の意見書案を別紙のとおり提出する。</p> <p>平成29年9月13日、提出者、総務常任委員会委員長 佐々木紀嘉でございます。東峰村議会議長 大蔵久徳殿。</p> <p>理由、九州北部豪雨災害による甚大な被害箇所の早期復旧、復興に取り組むための財政支援を要望するものです。</p> <p>また、合併特例債を活用した事業の遅れが懸念されるため、期間の延長を求める。</p> <p>次のページです。</p> <p>平成29年7月九州北部豪雨災害における特別の財政支援及び合併特例債の適用期間延長を求める意見書</p> <p>1と2を朗読いたします。</p> <p>1、財政基盤の弱い被災自治体の財政面で不安なく復旧、復興に取り組める環境に整え、被災自治体の状況に応じた支援と復興後の自治体運営に影響を及ぼさないように、実効性のある補正予算の追加や地方交付税等による十分な財政支援を図ること。</p> <p>2、被災自治体において、合併特例債を活用した地域の発展において、平成24年度の九州北部豪雨災害と今回の災害により、合併に伴う事業が大幅に遅れることが懸念されるため、その影響が軽減されるように期限延長を図ること。</p> <p>平成29年 福岡県東峰村議会議長名であります。</p> <p>この提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣宛であります。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上、説明が終わりました。</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>

議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>意見書第2号「平成29年7月九州北部豪雨災害における特別の財政支援及び合併特例債の適用期間延長を求める意見書の提出について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、採択することに決定をいたしました。</p> <p>この意見書につきましては、後日、関係省庁に提出いたします。</p>
日程第19	
議 長	<p>次に、日程第19 「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。</p> <p>本件につきましては、議会運営委員会・各常任委員会・議会広報特別委員会・東峰村議会地方創生調査検証特別委員会・旧宝珠山小学校跡地有効活用特別委員会から閉会中の継続調査申出がなされております。これにつきましては、お手元に配布のとおりであります。</p> <p>これを許可いたします。</p>
閉 会	
議 長	<p>以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>村長より、あいさつの申し出があります。</p> <p>これを許可します。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。</p> <p>本日、平成29年第6回東峰村議会定例会を開催し、議員の皆様の慎重審議をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。</p> <p>7月5日の豪雨災害に対する復旧・復興等の大型補正予算等の議案審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提案を、今後の復旧・復興計画並びに村政の運営に活かしてまいりたいと思います。</p> <p>また、リーダーシップとしての連続性を堅持する中で、早期の復旧・復興を図り、村民の方々が安心して安全に暮らせ、さらには誰もが住みたくなるような魅力ある村を目指し邁進していく所存でございますので、今後とも議員各位のご理解とご協力をよろしくをお願いをいたします。</p> <p>豪雨対策以外で優先すべきことは、この甚大な災害により、全国的に東峰村が紹介されました。このことを後ろ向きの考えではなく、チャンスとして捉え、東峰村産の農産物のブランド化、小石原焼のプロモーション、移住・定住政策など、豪雨前の取り組みを豪雨対策と並行して、村の経済の活性化</p>

	<p>に取り組んでまいりたいと思っております。</p> <p>また、これらの実施にあたっては、今までの私の4年間の経験と、前職であった経験、知識、人脈を活かし、経済政策も合わせて連続性を活かした村づくりに邁進していく所存であります。</p> <p>さらにポイントとなるのは、村のやる気のある人をしっかりと支援すること、村外のやる気のある人に東峰村に来ていただくことではないかと思っております。</p> <p>今回は甚大な被害が発生してしまいましたが、東峰村には元気な人たちがいて、復興に向けて頑張っていることを、村長の私が先頭に立ってアピールをしていきたいと思えます。</p> <p>さて、今月17日には東峰学園の運動会が予定されております。児童生徒が今回の甚大な災害に臆することなく、前途に希望を持ち、東峰村で育ってよかったと誇りを持った復興の運動会となってほしいものです。</p> <p>議員各位におかれましても復旧・復興に対し、さらなるご協力とご尽力をお願いを申し上げ、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>これをもちまして、平成29年第6回東峰村議会定例会の全日程を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(16時53分)</p>